別添資料４

神戸市立中央市民病院整備運営事業

事 業 契 約 書

（案）

平成[　　]年[　　]月[　　]日

神戸市

[　　　　]

＜　目　次　＞

神戸市立中央市民病院整備運営事業
事業契約書

１　件　　　名　神戸市立中央市民病院整備運営事業

２　事 業 場 所　神戸市中央区港島南町 2 丁目

３　契 約 金 額　 [金　　　　　　　円]
　（うち消費税及び地方消費税　金　　　　　円）

４　契 約 期 間　本契約の締結の日から平成[53]年[3]月[31]日まで

５　契約保証金　神戸市契約規則第 25 条第 6 号に基づき、第 4 条に定める内容を満たすことを条件に免除する。

６　支 払 条 件　事業契約書中に記載のとおりとする。

神戸市（以下「甲」という。）及び神戸市立中央市民病院整備運営事業を実施する特別目的会社たる[　　　　　　　　　　　　]（以下「乙」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に定める目的及び基本理念に従い、かつ、甲が入札説明書等（別表［定義］31）により提示した条件及び応募者提案等（別表［定義］6）に基づき、次のとおり契約を締結する。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自その原本1通を所持する。

平成[　]年[　]月[　]日

甲　：　神戸市
　　　　神戸市長 [　　　　　　　　　]

乙　：　[本店所在地]
　　　　[商号]
　　　　代表取締役 [　　　　　　　　　]

第１章　総則

（本契約の目的及び解釈）

第１条　本契約は、本事業（別表［定義］39）における当事者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な合意事項について定めることを目的とする。

２　別段の定めがある場合を除き、本契約において用いられる用語は、本契約本文において定義するもののほか、別表[定義]において定められた意味を有するものとする。

３　本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためのものであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

（本事業の遂行）

第２条　乙は、本契約、実施方針（別表［定義］25）、実施方針に関する質問及び回答（別表［定義］26）、入札説明書等、入札説明書等に関する質問及び回答（別表［定義］32）、応募者提案等、その他本契約に基づいて作成される一切の文書に従い、かつ関係法令等（別表［定義］10）を遵守して、本事業を行う。

２　乙は、本病院施設等（別表［定義］41）、医療機器等（別表［定義］4）、医薬品、診療材料、備品等の本事業の実施に必要となる一切の物を管理するに際しては、善良なる管理者の注意を以って行う。

３　入札説明書等の記載に誤りがあることに起因する損害は、甲が負担する。

４　乙は、本契約に定める業務に関する一切の責任を負うものとし、乙が、本契約に定める業務の一部を協力法人（別表［定義］14）に行わせた場合、又は当該協力法人が、乙から委託を受け又は請負った業務の一部を、再委託者又は再請負人に委託又は請け負わせしめた場合、その他本事業に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなし、乙が責任を負うものとする。

５　乙は、本契約に定めのない事項についても、本事業の円滑な遂行のため、甲に協力するものとする。

６　本契約において定める、乙若しくは協力法人、再委託者又は再請負人、その他本事業に関して乙が使用する一切の第三者の甲に対する協力に関して生じた費用は、本契約に別段の定めがある場合を除き、全て乙の負担とする。

（事業日程）

第３条　本事業は、別紙［2］の日程表に従って実施される。

（契約保証金等）

第４条　甲は、神戸市契約規則（昭和39年3月31日規則第120号）第25条第6号に基づき、乙に対する契約保証金を免除する。ただし、神戸市契約規則第25条第6号の規定に該当す

る場合とは、本契約の締結までに次の各号のいずれかを満たす場合とする。

（１）乙が、施設建設に関して、建設期間を保険期間とし、施設建設費（別表［定義］23）の100分の10以上に相当する金額について、甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を甲に提出した場合。

（２）乙が、建設業務を担当する協力法人をして、施設建設に関して、建設期間を保険期間とし、施設建設費の100分の10以上に相当する金額について、履行保証保険契約を締結させ、かつ乙の負担で当該保証保険契約に基づく保険金支払請求権につき、甲を質権者とする質権を設定し、対抗要件を具備した場合。

（３）乙から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と甲とが乙の負担で工事履行保証契約を締結した場合。

（４）乙が、建設業務を担当する協力法人をして、銀行又は甲が確実と認める金融機関との間において、施設建設に関し、建設期間を保証期間とし、施設建設費の 100 分の 10 以上に相当する金額を保証金の額として、甲の承諾する内容の保証契約を締結させ、かつ乙の負担で当該保証契約に基づく保証金支払請求権につき、甲を質権者とする質権を設定し、対抗要件を具備した場合。

（５）乙が、第 1 号から前号のいずれかを工事着工時までに満たすことを約した誓約書を提出した場合。ただし、この場合において、誓約内容が実行されなかった場合には、甲は免除を取り消すこととし、乙は契約金額の 100 分の 5 に相当する金額を契約保証金として納付しなければならない。

2　施設建設費の変更があった場合には、保証の額が変更後の施設建設費の100分の10以上に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（優先関係）

第５条　甲及び乙は、本事業を、本契約書類等（別表［定義］37）に従って遂行しなければならない。

2　本契約の記載と実施方針、実施方針に関する質問及び回答、入札説明書等、入札説明書等への回答又は応募者提案等との間に内容の齟齬がある場合は本契約の記載が優先するものとする。

3　本契約に記載のない事項について、その他の書類相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の順に従って本事業を遂行するものとする。

（１）入札説明書等への回答

（２）入札説明書等

（３）実施方針及び実施方針に関する質問及び回答

（４）応募者提案等

ただし、第１号、第２号又は第３号の記載と第４号の記載との間に齟齬がある場合、

原則として、第 1 号、第 2 号又は第 3 号の記載が優先するものとするが、応募者提案等に記載された性能又は水準が、入札説明書等に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で事業者提案の記載が入札説明書等の記載に優先するものとする。なお、同一順位の書類間に内容の齟齬がある場合には、甲の選択に従うものとする。ただし、上記第 4 号の応募者提案等間における内容に齟齬がある場合については、甲は事前に乙と協議した上で、その優先関係を判断するものとする。

（許認可等及び届出等）

第６条　乙は、本契約書類等に定める業務を履行するために必要な一切の許認可等（別表［定義］15）の取得及び届出等を、その責任及び費用において行う。

2　前項の規定にかかわらず、事業開始後の本事業に直接関係する法令改正等（別表［定義］36）（応募者提案提出時に変更が公にされていたものを除く。）により、新たな許認可等の取得又は届出等が必要となった場合、甲は、乙に生じた合理的な追加費用を支払うものとし、支払方法については乙と協議する。

3　甲は、乙からの要請がある場合は、乙による第1項の許認可等の取得又は届出等に必要な資料の提出その他について協力する。

4　乙は、甲からの要請がある場合は、甲による許認可等の取得又は届出等に必要な資料の提出その他について協力する。

5　甲及び乙は、第3項及び第4項の協力を怠ったことにより相手方に損害が生じた場合、相手方に対して当該損害を賠償する。

（第三者に与えた損害等）

第７条　乙が本事業を行うにつき、第三者に損害を与えた場合、乙は、本契約に基づき乙の負担すべき損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。

2　甲は、前項に規定する損害を第三者に賠償する場合、事前に乙に通知するものとする。甲が第三者に対する賠償を行ったときは、乙に対し、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかにその全額を支払わなければならない。

第２章　統括マネジメント業務

第１節　総則

（業務内容）

第８条　乙は、本事業に関する全ての業務を適正かつ的確に実施するため、また外部環境

の変化や時代のニーズに沿ったサービスを継続的に提供できるよう、業務改善プロセスを備えた本事業全般及び業務毎のマネジメントシステム（別表［定義］42）を構築し、それを統括しなければならない。

2　乙は、前項の統括マネジメント業務を円滑に実施するために、必要かつ十分な人材を確保するものとし、次節に定めるＰＭ業務（別表［定義］48）、ＣＭ業務（別表［定義］44）、ＦＭ業務（別表［定義］46）、ＳＭ業務（別表［定義］50）、ＯＳＭ業務（別表［定義］47）の各業務については、要求水準書（別表［定義］43）及び応募者提案等に定める能力及び経験を有する責任者を配置しなければならず、経営コンサルテーション業務についても、適宜、要求水準書及び応募者提案等に定める能力及び経験を有する責任者を設けるものとする。

3　乙は、第 10 条に係わらず前項の統括マネジメント業務の各責任者につき、原則として本病院（別表［定義］40）の開院後 2 年間が経過するまでは、同一の者にその任を遂行させるものとし、これを変更する場合には、前任者と同等かそれ以上の能力を備えた者を後任として選任し、原則として 2 か月以上の引き継ぎ期間を設けるものとする。

4　乙は、統括マネジメントを効果的に実施するために必要かつ十分な人材を確保し、自ら又は前項の各責任者をして必要な教育を実施するとともに、人材の異動に関しては、職務の重要性に応じて適切な引き継ぎ期間を設け、業務に支障を来さないようにしなければならない。

5　乙は、統括マネジメントを効果的に実施するため、第 9 条第 3 項に定める手続に基づき、乙の統括マネジメント業務を支援する協力法人を選定することができる。この場合、乙は、当該協力法人に対する指導、統括を行い、マネジメントシステムに定める手続、運用等を遵守させ、第 1 項の統括マネジメント業務の目的の実現を図るものとする。

（協力法人等への委託等）

第９条　乙は、本契約書類等、業務計画書等（別表［定義］11）、設計図書及び施工計画書等の業務水準（別表［定義］13）に従い、かつ関係法令等を遵守して、統括マネジメント業務、施設設計・建設業務、施設維持管理業務、医療情報システム（別表［定義］5）構築・運営業務、物流管理運営業務、顧客サービス業務、医療関連サービス業務及び移行支援業務並びにこれらに付随する関連業務、その他本契約の履行に必要な一切の業務を行う。

2　乙は、本契約に定める業務の全部を協力法人に委託し、又は請負わせてはならない。

3　乙は、本契約に定める業務の一部を協力法人に委託し、又は請負わせる場合は、応募者提案等に基づいて、本事業に関するマネジメントシステムの一部として、本契約締結後に甲と乙で協議を行って作成し、甲の承諾を得た協力法人の選定・変更手続に従い、

当該協力法人が実施する業務の開始時期までに、協力法人を選定し、その名称並びに責任者及びその連絡先、その他甲が定める事項を、書面により甲に届け出るとともに、協力法人から、別紙[13]の様式の誓約書を徴求し、甲に提出しなければならない。

4　乙は、前項の届出において、やむを得ない場合を除き、協力法人となることを予定する者として応募者提案等において記載した法人と同一の法人を協力法人として届け出なければならない。乙が、やむを得ない理由に基づき、応募者提案等において記載した協力法人以外の法人に業務を委託し、又は請負わせるときは、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。

5　乙は、第３項の手続に従って選定した協力法人が、乙から委託若しくは請負った業務の全部を、再委託者又は再請負人に委託若しくは請負わせることができない旨を、協力法人との契約において明記するとともに、協力法人から、別紙[13]の様式の誓約書を徴求し、甲に提出しなければならない。なお、設計業務及び工事監理業務の主たる業務以外の業務について、当該協力法人は、乙から委託若しくは請負った業務の一部を、再委託者又は再請負人に委託若しくは請負わせることができるものとする。

（業務責任者）

第１０条　乙は、要求水準書及び応募者提案等に従い、本契約に定める各業務につき、業務責任者を任命し、本契約締結後速やかに甲に対し、その業務責任者の氏名、経歴、連絡先、その他甲が定める事項を、書面により届け出るものとする。

2　乙は、前項の規定により届出がなされた業務責任者を変更するときは、その理由並びに後任の業務責任者の氏名及び経歴、その他甲が定める事項を記載した書面を事前に甲に提出し、甲の承認を得ることを要する。なお、後任の業務責任者は、前条第1項に規定する業務に関し、現任の業務責任者と同等以上の能力を有する者であることを要する。甲は、業務責任者の変更を承認するときはその旨を、業務責任者の変更を承認しないときはその旨及び承認しない理由を記載した書面を乙に送付する。

3　甲は、第1項の規定により届出がなされた業務責任者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、業務責任者の変更に関し協議を行うものとする。

4　第2項又は第3項の規定により業務責任者の変更がなされた場合、乙は、現任の業務責任者をして、合理的な期間、後任の業務責任者が執務を開始するのに十分な引継ぎを行わしめるものとする。

（業務計画書等の作成）

第１１条　乙は、開院日（別表［定義］7）の[9]か月前の業務遂行上、合理的な時期までに、甲と協議の上、施設設計・建設業務以外の本契約に定める各業務につき、マネジメントシステムを構築し、運用するために必要となる業務計画書等を作成して、甲に提出

し、甲の承諾を得なければならない。
2　乙は、本契約の締結後速やかに、第 2 章の統括マネジメント業務にかかる業務計画書等を作成し、甲に提出して、甲の承諾を得なければならない。
3　乙は、本契約の締結後速やかに施設設計業務にかかる業務計画書を作成し、甲に提出して、甲の承諾を得なければならない。また、実施設計終了後速やかに施設建設業務にかかる業務計画書を作成し、甲に提出して、甲の承諾を得なければならない。
4　乙は、業務計画書等に、本契約書類等に定める事項、その他甲が指示する事項を記載しなければならないものとし、かつ本契約書類等に記載された内容及び水準を満たす業務の遂行を確保するために必要かつ適切で、甲が合理的に満足する形式及び内容のものを作成しなければならないものとする。
5　乙は、事業期間（別表［定義］20）中に、業務方法の変更、業務水準又は業務範囲の変更若しくは協力法人の変更、その他本事業にかかる一切の変更により、マネジメントシステムに変更が生じた場合には、速やかに業務計画書等を修正し、業務との整合を調えなければならない。
6　甲は、事業期間中、合理的な必要がある場合には、乙に対し業務計画書等の修正を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。ただし、甲の修正の要請が、業務方法の変更若しくは業務水準又は業務範囲の変更を伴う場合には、それぞれ第 77 条、第 78 条の規定に従うものとする。

（本病院施設等の維持管理及び運営体制の整備）
第１２条 乙は、前条第1項の業務計画書等が確定した後速やかに、本病院施設等の運営にかかる各業務につき、同項の業務計画書等の内容を具体化するために、第64条に定める本病院施設等の引渡しまでに、本契約に定める各業務の実施に必要な人員を確保し、業務実施体制を整えるとともに、業務計画書等に従って、必要なトレーニング、開院後を想定したリハーサル、研修等の教育訓練等を行うものとする。

（甲による本病院施設等の維持管理及び運営体制の確認）
第１３条 乙は、前条の教育訓練等を完了し、業務水準に従って本病院施設等の維持管理・運営業務等（別表［定義］2）を実施することが可能となった段階で、甲に対して教育訓練等の実施記録等を提出するものとする。
2　甲は、前項の教育訓練等の実施記録等を受領した後、本病院の開院に先立ち、業務実施体制の確認を行うものとする。
3　甲は、前項の確認の結果、乙の業務実施体制が業務水準を満たしていない場合には、乙に対して、業務実施体制の再構築を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

（事業計画書･業務結果報告書）

第１４条 乙は、本契約に定める各業務につき、各事業年度（別表［定義］22）に、甲が合理的に満足する様式及び内容の事業計画書（別表［定義］21）を業務毎に作成し、各事業年度の事業計画書を、当該事業年度が開始する少なくとも[7]か月前までに甲に提出するものとする。

２　甲は、前項により提出された事業計画書の内容を確認の上、合理的な必要がある場合、乙に対しその修正を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。

３　乙は、甲が行う決算に関して甲に協力するものとし、甲の求めに応じて決算に必要な資料を甲の定める合理的な期日までに提出するものとする。

４　乙は、本契約に定める業務毎に、甲の定める様式の日報、月報、四半期総括書及び年度総括書を作成するものとし、月報、四半期総括書及び年度総括書については、当該期間の業務の完了した翌月の 10 日（10 日目の日が閉庁日〔別表［定義］35〕である場合は、その直後の開庁日〔別表［定義］8〕）までに、甲に提出し確認を受けなければならない。

５　甲は、前項により提出された業務結果報告書（別表［定義］12）の内容を確認の上、合理的な必要がある場合、乙に対しその修正を求めることができる。

６　乙は、本条に基づき作成した日報については、作成日から 2 年間以上、月報、四半期総括書及び年度総括書については、当該年度の終了日の翌日から 5 年間以上保存しなければならない。ただし、法令等において、より長期の保存期間が定められている書類が含まれる場合、当該書類については、その定めに従うものとする。

第２節　統括マネジメント業務

（ＰＭ（プロジェクト・マネジメント）業務）

第１５条 乙は、本事業の事業期間を通じ、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、ＰＭ業務を実施し、本事業における全ての業務の統括、乙の経営管理等を実施するものとする。

（ＣＭ（コンストラクション・マネジメント）業務）

第１６条 乙は、本事業の事業期間を通じ、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、ＰＭ業務のほか、ＣＭ業務を実施し、主として第3章に定める施設設計・建設業務を統括するものとする。

２　乙は、甲が本病院施設等の設計、建設及び維持管理等に関連して、本契約とは別に行う工事、調達等に対して甲が求める協力をしなければならない。

（ＦＭ（ファシリティ・マネジメント）業務）

第１７条　乙は、本事業の事業期間を通じ、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、ＰＭ業務のほか、ＦＭ業務を実施し、主として第69条に定める施設維持管理業務を統括するものとする。

２　乙は、第34条の本病院施設等の実施設計終了後から第64条の引渡しまでの間に、実施設計の結果、建設工事の内容、要求水準書及び応募者提案等に記載された長期修繕計画書（案）を踏まえて、甲に対して長期修繕計画の提案を行うものとし、甲は乙の提案をもとに、乙と協議して、長期修繕計画書を確定する。協議が調わない場合には、甲が長期修繕計画書の内容を決定する。

３　乙は、前項により確定した長期修繕計画書に基づき、開院後概ね５年ごとに中期修繕計画書を作成するものとする。また、事業年度毎に実施修繕計画書を作成し、計画修繕の実施の要否、内容及び時期等につき、甲と協議する。協議が調わない場合、協議の結果を踏まえて甲が計画修繕の実施の要否、内容及び時期等を決定するものとし、乙はこれに従わなければならない。

４　前項の協議の結果、計画修繕を実施することとなった場合、乙は甲が発注する施工者の選定支援、及び当該計画修繕にかかる設計業務、工事監理業務を実施する。

５　乙は、計画修繕の必要性を最大限抑制するべく努めなければならない。

６　乙は、本条を踏まえて甲が提示する計画修繕業務の実施にかかる覚書を締結し、当該覚書に基づいて業務を実施しなければならない。

（ＳＭ（システム・マネジメント）業務）

第１８条　乙は、本事業の事業期間を通じ、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、ＰＭ業務のほか、ＳＭ業務を実施し、主として第3章第9節に定める医療情報システムの構築及び第73条に定める医療情報システム運営・保守業務を統括するものとする。

（ＯＳＭ（オペレーションサービス・マネジメント）業務）

第１９条　乙は、本事業の事業期間を通じ、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、ＰＭ業務のほか、ＯＳＭ業務を実施し、主として第69条から第72条に定める運営業務を統括するものとする。

（経営コンサルテーション業務）

第２０条　乙は、本事業の事業期間を通じ、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、経営コンサルテーション業務を実施し、甲に対し、提案・助言・支援を行うものとする。

２　乙は、経営コンサルテーション業務の一部として、定期又は随時に本病院の内部環境及び外部環境にかかる調査を行い、甲に報告しなければならない。

第３章　施設設計・建設業務等

第１節　本件土地の無償使用

（本件土地の無償使用）

第２１条 甲は、甲と乙が協議して、甲が定める日までに、乙及び協力法人に対し、本病院施設等の施工の履行場所として合理的に必要な範囲で、本件土地（別表［定義］38）の全部又は一部を更地にて無償で使用させるものとする。無償使用させる土地の範囲は、別紙[1]に記載のとおりとし、これを乙及び協力法人に使用させる期間は引渡日（別表［定義］33）までとする。

２　乙は、自ら及び協力法人をして、前項に定める使用期間中、本件土地を善良なる管理者の注意をもって管理する。

３　第1項に定める使用期間中に、本契約が解除される等の事由により、乙が本件土地を使用する正当な理由を喪失した場合において、本件土地に乙又は協力法人が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、乙は、当該物件を収去した上で、甲に本件土地を明け渡さなければならない。この場合の費用は、甲に帰責性がある場合を除き、乙が負担する。

４　前項の場合において、乙が相当の期間内に当該物件を収去しないときは、甲が乙に代わって当該物件を収去し、当該収去に要した費用を乙に求償することができる。

５　前項に規定する乙の甲に対する本件土地の明渡しの期限については、甲が、乙の意見を聴取の上、合理的に定める。

（甲による本件土地等の使用）

第２２条 前条第1項に基づき、乙及び協力法人が本件土地の無償使用を開始した後であっても、乙の使用目的の達成上支障がない限り、甲及びその他甲の指定する者は、本件土地及び第64条に基づき甲に引き渡される前の本病院施設等（建設中の施設を含む）に立ち入りこれを使用することができ、乙は、予めこれを承諾するものとする。

第２節　事前調査業務等

（事前調査業務）

第２３条 乙は、甲に対し、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自らの責任及び費用において（ただし、要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものを除く。）、次の各号に掲げる本病院施設等の設計業務及び建設業務等を実施するために必要な事前調査業務を行うものとする。なお、乙は、事前調査の不備、誤謬等に起因

する一切の追加費用及び損害を負担するものとする。
（１）各種測量
（２）地質調査等
（３）その他設計業務や建設業務等を実施する上で必要な調査

（各種測量）

第２４条 乙は、本病院施設等の設計業務及び建設業務を実施するにあたって、必要な敷地及びその周辺の測量等を自己の責任及び費用にて行う。

2　乙は、第 21 条第 1 項に基づく本件土地の使用開始日前に測量を行うことを希望する場合、甲に事前に連絡し、その承諾を得た上で測量を行うことができる。

3　乙は、甲に対し、測量の内容及び方法を事前に報告する。

4　乙は、測量の終了後、測量結果等を書面等に記載し、当該書面等により甲に報告する。

（地質調査等）

第２５条 乙は、本病院施設等の設計業務及び建設業務に必要な地盤情報を得るために必要な地質調査並びに模擬地震動の作成及び解析（以下、本条において「地質調査等」という。）を自己の責任及び費用において行う。

2　乙は、第 21 条第 1 項に基づく本件土地の使用開始日前に地質調査等を行うことを希望する場合、甲に事前に連絡し、その承諾を得た上で地質調査等を行うことができる。

3　乙は、甲に対し、地質調査等の内容及び方法を事前に報告する。

4　甲は、前項の報告に基づき、乙が行う地質調査等の内容及び方法が、本病院施設等の設計・工事に関する業務水準の達成に寄与するものであるか否かを確認する。

5　乙は、地質調査等の終了後、調査結果の記録等を書面等に記載し、当該書面等により甲に提出する方法により報告する。

6　甲は、前項の規定に従い提出された書面等に基づき、甲が第 4 項の規定に従い確認した内容及び方法で、地質調査等が行われたか否かを確認する。

7　甲は、第 3 項の報告又は第 5 項の書面等の提出を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、地質調査等の内容及び方法その他当該報告又は記録等に合理的に関連する事項について、協議を求めることができる。

8　本件土地に関し、経験ある建設請負人が通常要求される注意義務を尽くしても本契約等の記載から予見できない瑕疵(土壌汚染の存在等)が判明した場合、これにより乙に生じた合理的な範囲内の追加費用又は損害は甲の負担とする。

（その他設計業務や建設業務等を行う上で必要な調査）

第２６条 乙は、本病院施設等の設計業務及び建設業務の各段階において、甲がそれまで

に提示した現況に関する図面の調査、確認並びに現地調査を実施し、設計業務に必要な現況に関する情報収集を行い、可能な限り設計業務による設計図書と現況との整合性を高める。ただし、現地調査は甲の承諾が得られる範囲で行う。その他本病院施設等の施設設計・建設業務に関して調査等が必要となる場合は、乙が実施するものとする。乙は、かかる現地調査、情報収集及び施設設計・建設業務に関する調査等を自己の責任及び費用において行う。

2　乙は、本病院施設等の建設業務の着手後の準備段階において、第34条に従い作成される実施設計図書に示された内容の実現に向けて、工法など施工に関する技術的な検討を行うため、現況を可能な限り調査並びに確認し、実施設計図書の整合を図る。ただし、現地調査は甲の承諾が得られる範囲で行う。また、本病院施設等の施設設計・建設業務に関してさらなる調査等が必要となる場合は、甲の承諾が得られる範囲で、乙の責任及び費用において実施する。

3　乙は、前項に基づく事前調査（実施設計図書と現況との整合性調査、現地調査等を含む。）に基づき、工法など施工に関する検討を行った上で、施工図や総合図等を作成し、実施設計図書に示された内容を実現する。

第３節　周辺影響調査・対策業務

（周辺影響調査･対策業務）

第２７条 乙は、甲に対し、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自らの責任及び費用において（ただし、要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものを除く。）、本病院施設等の設計業務及び建設業務等を実施するために必要な周辺影響調査・対策業務を行うものとする。なお、乙は、周辺影響調査の不備、誤謬等に起因する一切の追加費用及び損害を負担する。

（周辺影響調査･対策業務の実施）

第２８条 乙は、本病院施設等の工事に伴い周辺地域に及ぼす影響（電波障害を含む）を調査、分析及び検討（以下、本条において「周辺影響調査等」という。）し、騒音及び振動、車両交通、歩行者及びその他について適切な対策を講じるものとする。乙は、かかる周辺影響調査等及び対策を自己の責任及び費用において実施し、また、それらの不備、誤謬等に起因する一切の追加費用及び損害を負担する。

2　乙は、甲に対して、前項の周辺影響調査等及び対策の事前及び事後に、当該周辺影響調査等及び対策の内容及び結果を報告する。

3　乙は、工事着工前、工事中、及び本病院施設等の引渡日後、周辺影響調査等及び対策の結果をまとめ、それぞれ甲に提出し、その確認を受ける。

4　乙は、周辺影響調査等及び対策に関して生じたトラブル等に対する対応を適宜記録等

にまとめて甲に提出し、その確認を受ける。

5　第3項及び第4項の結果及び記録等の提出時期その他の詳細は、乙の意見を聴取した上、別途甲が定める。

6　甲は、第2項の報告を受け、又は第3項若しくは第4項の確認を行い、必要があると判断したときは、乙に対し、周辺影響対策その他当該報告又は確認に合理的に関連する事項について、協議を求めることができ、乙はこれに応じるものとする。

（近隣対応）

第２９条 甲は、本事業の実施に関する事業計画の説明、本事業の実施に対する住民反対運動・訴訟等に起因する近隣対応を自己の責任及び費用において実施する。

2　乙は、前項の甲が実施する近隣対応に関し、これに伴う書類作成等の協力を行う。この協力に伴う費用は、乙が負担するものとする。

3　乙は、第1項の甲の実施する近隣対応以外の本事業に起因する騒音、悪臭、風害、光害、粉塵、電波障害、交通渋滞その他工事が近隣の生活環境に与える影響にかかる一切の近隣対応を自己の責任及び費用において実施するものとし、甲に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

4　乙は、自己の責任及び費用において、本病院施設等の工事着工前に本病院の周辺自治会及び関係各機関への説明会を開催し、施設及び工事について説明を行い、これらの者の十分な理解を得る努力をする。

5　乙は、事業の進捗にかかる重要な段階にあるために又は近隣調整のために、甲が乙による説明会が必要であると判断した場合にも適宜同様の説明を行う。

6　甲は、第 3 項の報告を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、施工、近隣対応、その他当該報告に合理的に関連する事項について、協議を求めることができる。

7　乙は、甲の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として業務計画書等及び施工計画書の変更をすることはできない。

8　近隣調整の不調を理由として、乙が、甲の承諾を得て、施工計画書記載の工期等を変更する場合については、第 49 条第 2 項に従う。

第４節　各種申請業務等

（施設設計・建設業務に伴う各種申請業務）

第３０条 乙は、本契約上の義務を履行するために開院日前に必要な一切の許認可等の取得及び届出等を、自己の責任及び費用において行う。

2　甲は、乙の要請がある場合は、乙による前項の許認可等の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について、乙に協力する。

3　乙の責めに帰すべき事由により、乙が申請すべき許認可等の取得又は届出等が遅延し

た場合、乙は、甲に対し、当該遅延により甲に生じた合理的な範囲内の損害を賠償する。

4　甲が第2項の協力を怠ったことにより、乙が申請すべき許認可等の取得又は届出等が遅延した場合、甲は、乙に対し、当該遅延により乙に生じた合理的な範囲内の損害を賠償する。

（補助金・交付金・許認可等申請補助業務）

第３１条 乙は、甲が本事業に関し、起債、補助金又は交付金を申請する場合には、これに伴う書類作成等の補助業務を行う。

2　乙は、甲が許認可等の取得又は届出等を行う場合、当該許認可等の取得及び届出等について技術的協力及び書類作成業務を行う。

3　乙の責めに帰すべき事由により、乙が第1項及び第2項の規定に従い作成又は作成補助すべき書類の提出が遅延した場合、乙は、甲に対し、当該遅延により甲に生じた損害を賠償する。

4　前項の場合を除き、甲が行う起債、補助金申請又は交付金申請、許認可等の取得又は届出等に関して損害が発生した場合の責任は、甲が負うものとする。

5　乙は、本事業に関連して受けられる可能性がある補助金並びに交付金がある場合、その申請手続を行うものとし、甲はこれに協力する。乙が補助金並びに交付金の交付を受けた場合、第6章に定めるサービス対価（別表［定義］19）から当該補助金並びに交付金相当額を控除し、甲の支払うサービス対価を減額するものとする。

第５節　設計業務

（設計業務）

第３２条 乙は、甲に対し、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自らの責任及び費用において（ただし、要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものを除く。）、本病院施設等の設計を行う。

2　乙は、本契約に別段の定めがある場合を除くほか、設計に関する一切の責任を負うものとし、その費用を負担する（設計上の誤り並びに乙の責めに帰すべき事由による設計図書の変更、設計の変更及び設計の変更から派生する一切の増加費用の負担を含む。）。

（基本設計）

第３３条 乙は、本病院施設等の設計業務にかかる業務計画書等（設計工程表等を含む）、その他甲が指定する書類を作成し、甲に提出する。

2　乙は、前項の規定に基づき作成した設計業務にかかる業務計画書等記載の工程に従い、

甲と協議の上、本病院施設等の設計条件を確定するための基本設計を行う。
3　乙は、基本設計を行うに際し、適宜甲と打ち合わせを行い、甲に対し、打ち合わせの記録を提出する。
4　基本設計と入札説明書等、応募者提案等、設計業務にかかる業務計画書等又は前項の打ち合わせの結果の間に齟齬がない場合、甲は乙に対してその旨の確認の通知を行うものとする。
5　基本設計と入札説明書等、応募者提案等、設計業務にかかる業務計画書等又は第3項の打ち合わせの結果の間に齟齬がある場合、甲は乙に対してその旨及び当該齟齬の具体的内容を通知するものとし、乙は当該通知の受領後速やかに当該齟齬を是正するものとする。当該齟齬が甲の指示又は甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、当該是正は乙の責任及び費用をもって行われるものとし、またこれにより工期の変更が必要な場合、第49条第2項の規定に従う。
6　前項の是正を行う場合には、第3項から前項の規定を準用する。
7　本条に基づく基本設計により、第2章の統括マネジメント業務、施設設計費を除く第3章に定める業務若しくは維持管理・運営業務等にかかるサービス対価（別表［定義］3）の変更が生じた場合には、第35条第6項の規定を準用する。

（実施設計）

第３４条 乙は、前条第1項の規定に基づき作成した設計業務にかかる業務計画書等記載の工程に従い、甲と協議の上、本病院施設等の実施設計を行う。
2　乙は、実施設計を行うに際し、適宜甲と打ち合わせを行い、甲に対し打ち合わせの記録を提出する。
3　実施設計と入札説明書等、応募者提案等、基本設計、設計業務にかかる業務計画書等又は前項の打ち合わせの結果の間に齟齬がない場合、甲は乙に対してその旨の確認の通知を行うものとする。
4　実施設計と入札説明書等、応募者提案等、基本設計、設計業務にかかる業務計画書等又は第 2 項の打ち合わせの結果の間に齟齬がある場合、甲は乙に対してその旨及び当該齟齬の具体的内容を通知するものとし、乙は速やかに当該齟齬を是正するものとする。当該齟齬が甲の指示又は甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、当該是正は乙の責任及び費用をもって行われるものとし、またこれにより工期の変更が必要な場合は第 49 条第 2 項の規定に従う。
5　前項の是正を行う場合には、第2項から前項の規定を準用する。
6　本条に基づく実施設計により、第2章の統括マネジメント業務、施設設計費を除く第3章に定める業務若しくは維持管理・運営業務等にかかるサービス対価の変更が生じた場合には、第35条第6項の規定を準用する。

（基本設計又は実施設計完了後の甲の請求による設計の変更）

第３５条 甲は、基本設計又は実施設計が完成した後であっても、＿＿＿＿必要と判断する設計図書等の成果物の変更を乙に請求することができ、乙は、自己の費用において、設計図書等の成果物の変更を実施するものとする。

2　乙は、前項の請求を受けた場合、可能な限り、建設業務、維持管理業務、その他本事業の実施にかかる費用の全体額の増大が生じないよう設計調整（別表［定義］30）を行って、その検討結果を甲に通知するものとする。甲が乙からの通知を承諾した場合には、乙は設計図書等の成果物の変更を行うものとする。なお、甲及び乙は、本事業の円滑な推進のため、設計調整に互いに協力、連携するものとするものとし、乙は協力法人、再委託者又は再請負人をして、必要な協力、連携をなさしめるものとする。

3　乙が当該設計調整を行ったにもかかわらず、なお建設業務、維持管理業務、その他本事業の実施にかかる費用の全体額の増大が見込まれる場合、乙は、甲に対し、その内容や増大見込額を併せて通知しなければならない。

4　甲は、前項の乙の通知を踏まえ、設計変更（別表［定義］29）について乙と協議を行うものとする。甲は協議の結果を踏まえて設計変更の要否を定めるものとする。

5　前項の結果、甲が設計変更を行うことを決定した場合は、第１項に係らず当該設計変更にかかる設計図書等の成果物の変更費用は甲の負担とする。

6　第 4 項に基づき、設計変更がなされた場合で、前項の設計変更にかかる費用を除く施設設計・建設業務にかかるサービス対価（別表［定義］24）については、第 7 章に定めるサービス対価の増減を行い、維持管理・運営業務等にかかるサービス対価については第 77 条第 3 項、第 78 条第 3 項の規定を準用するものとする。

7　前項の設計変更に起因する本契約書類等記載の工期等の変更については、第 49 条第 1 項及び第 3 項を準用する。

（乙の請求による設計の変更）

第３６条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、本病院施設等の設計の変更を行うことはできないものとする。

2　前項の規定により乙が甲の事前の承諾を得て本病院施設等の設計の変更を行う場合、当該変更により、設計業務、建設業務、施設維持管理業務、その他本事業に関し、乙に追加費用又は損害が発生したときは、乙が当該費用等を負担するものとする。

3　前項の規定にかかわらず、乙の請求による設計の変更が甲の責めに帰すべき事由に基づく場合、その他甲が認めた場合には設計図書等の成果物の変更費用は甲の負担とし、この場合において前条第 6 項を準用する。

4　第 1 項の設計の変更に起因する本契約書類等記載の工期等の変更については、第 49 条第 2 項を準用する。

（不可抗力による設計の変更）

第３７条　不可抗力（別表［定義］34）により、本病院施設等の設計の変更が必要となったときは、乙は、甲の承諾を得て、当該設計の変更を行うものとする。乙が、当該設計の変更を行うについては、まず設計調整を行うこととし、乙の設計調整の結果に基づいて、甲は設計変更の要否を定めることとする。なお、甲及び乙は、本事業の円滑な推進のため、設計調整に互いに協力、連携するものとするものとし、乙は協力法人、再委託者又は再請負人をして、必要な協力、連携をなさしめるものとする。

2　前項の規定により、乙が本病院施設等の設計変更を行う場合であって、乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙［10］に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合、乙は、追加費用又は損害の内訳及びそれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。また、当該設計変更により、設計業務にかかる追加費用又は損害以外の費用の増減が生じた場合には、第 35 条第 6 項を準用する。

3　第 1 項の設計の変更に起因する本契約書類等記載の工期等の変更については、第 49 条第 1 項及び第 3 項を準用する。

（法令改正等による設計の変更）

第３８条　法令改正等により、本病院施設等の設計の変更が必要となったときは、乙は、甲の承諾を得て、当該設計の変更を行うものとする。ただし、乙が、当該設計の変更を行うについては、まず設計調整を行うこととし、乙の設計調整の結果に基づいて、甲は設計変更の要否を定めることとする。なお、甲及び乙は、本事業の円滑な推進のため、設計調整に互いに協力、連携するものとするものとし、乙は協力法人、再委託者又は再請負人をして、必要な協力、連携をなさしめるものとする。

2　前項の規定により、乙が、本病院施設等の設計変更を行う場合であって、本事業に直接関係する法令改正等により行う設計変更によって乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害を負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合、乙は追加費用又は損害の内訳及びそれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。また、当該設計変更により、設計業務にかかる追加費用又は損害以外の費用の増減が生じた場合には、第 35 条第 6 項を準用する。

3　第 1 項又は前項の設計の変更に起因する本契約書類等記載の工期等の変更については、第 49 条第 1 項及び第 3 項を準用する。

（事由の複合による設計の変更）

第３９条　第35条から前条までの各条項に規定する事由の全部又は一部が複合してなされた設計の変更に起因して、甲及び乙に追加費用又は損害が発生したときのそれぞれの負

担額については、その変更事由ごとに、変更に与えた影響度合いを算出し、これらを按分した上で第35条から前条を適用して、甲及び乙がそれぞれ負担する追加費用及び損害の額を決定する。

（設計図書等の成果物の提出）

第４０条 乙は、第33条に規定する基本設計及び第34条に規定する実施設計の業務が完了したときは、完了後遅滞なく、別紙[3]記載の設計図書その他甲が指定する成果物を甲に提出し、確認を受けなければならない。第35条から第38条に従い、設計の変更がなされる場合も同様とする。この場合において、成果物の提出の日程については、甲乙協議の上決定する。

（設計モニタリング）

第４１条 甲は、前条に基づき乙から提示された設計図書等の成果物が本契約書類等、応募者提案等又は設計業務にかかる業務計画書等若しくは甲と乙の設計打ち合わせにおいて合意された事項に従っていない、又は提示された設計図書等の成果物では本契約書類等、応募者提案等又は設計業務にかかる業務計画書等若しくは甲と乙の設計打ち合わせにおける合意において要求される仕様を満たさないと合理的に判断する場合は、速やかに当該不一致が生じている設計箇所及びその内容を乙に通知し、修正を求めることができる。

2　乙が、前項の規定による通知を受領した場合、乙は速やかに当該不一致を是正し、是正結果を甲に報告し、甲は速やかにその結果を確認する。なお、当該是正は、乙の責任及び費用において行う。

（進捗状況の報告、報告受領･通知等に関する責任）

第４２条 乙は甲に対し、設計の進捗状況に関して、定期的に報告しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、甲は、設計の進捗状況に関して、適宜、乙又は設計業務を担当する協力法人に対して報告を求めることができる。

3　甲は、本章の規定に基づき、乙から基本設計若しくは実施設計に関する進捗状況の報告を受けたこと、打ち合わせの記録の提出を受けたこと、乙に対し通知を行ったこと、設計条件若しくは実施設計の変更の承諾をしたこと、又は乙から成果物の提出を受けたことを理由として、設計及び建設の全部又は一部についての責任を何ら負うものではない。

第６節　建設業務等

（建設業務）

第４３条　乙は、甲に対し、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自らの責任及び費用において（ただし、要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものを除く。)、本病院施設等の建設を行う。

2　乙は、本病院施設等の建設工事に必要な費用及び工事用の電気、水道、ガス等については、自己の費用及び責任において調達しなければならない。

3　仮設、施工方法その他本病院施設等を安全に工期内に完成するために必要な一切の手段については、乙が自己の責任において行い、その費用を負担する。

4　乙は、工事現場に常に工事記録を整備し、又は、建設業務を担当する協力法人に建設業務を請負わせる場合、建設業務を担当する協力法人をして、工事現場に常に工事記録を整備させる。

5　乙は、各種関連法令及び工事の安全に関する指針等を遵守し、又は建設業務を担当する協力法人に建設業務を請負わせる場合、建設業務を担当する協力法人をして、各種関連法令及び工事の安全に関する指針等を遵守させる。

（施工計画書等）

第４４条　乙は、甲と協議の上、予め定めた日までに、本病院施設等の建設業務にかかる業務計画書、施工計画書（工事工程表、施工要領書及び工事施工図を含む。）、その他甲の指定する書類を作成し、当該協議により定める日までに甲に提出し、甲の確認を受ける。

2　乙は、別途甲との間の協議により定める期限までに、自ら月間工程表を作成して甲に対して提出し、又は建設業務を担当する協力法人をして月間工程表を作成させ、甲に対して提出させる。

3　乙は、本病院施設等の建設業務に着手するまでに、各病院施設等の施工体制台帳（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 7 に規定する施工体制台帳をいう。）の写しを、甲に対して提出する。

4　乙は、仮設を行う場合、甲と協議の上、総合仮設計画書を作成し、仮設工事開始までに甲に提出し、甲の確認を受ける。

5　第1項から前項の書面の提出後に当該書面の修正が必要となった場合、乙は、適宜当該書面の修正を行い、修正内容を甲に報告し、甲の確認を受ける。なお、甲又は乙の責に帰すべき事由により当該書面の修正が必要となった場合で、当該修正の結果、施工方法等が変更されるなどして、甲又は乙に追加費用及び損害が生じたときは、責めに帰すべき事由のある当事者は、合理的な範囲内において当該追加費用及び損害を負担するものとし、負担方法については甲が乙と協議のうえ決定する。甲が追加費用及び損害を負担する場合には、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。

（工事監理業務）

第４５条 乙は、甲に対し、自らの責任及び費用において（ただし、要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものを除く。）、業務水準を遵守し、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針、建築工事共通仕様書、電気設備工事共通仕様書、機械設備工事監理指針（それぞれ最新版）」等の関係法令等に従って、本病院施設等の建設工事の工事監理を工事監理業務を担当する協力法人に実施させるものとし、事前に甲の承諾を得た場合を除き、工事監理業務を担当する協力法人以外の者に、建設対象施設等の建設工事の工事監理の全部又は一部を実施させてはならない。なお、乙は、工事監理業務の不備、誤謬等に起因する一切の追加費用及び損害を負担するものとする。

2　乙は、工事監理業務を担当する協力法人が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に定める一級建築士の資格を有する工事監理者を設置し、また、本病院施設等の建設業務を行う者と同一の者又は資本面若しくは人事面において関連のある者（別表［定義］27）ではないことを保証する。

3　乙は、本病院施設等の建設工事の工事監理に関する一切の責任を負うものとし、工事監理業務を担当する協力法人の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負う。

4　甲は、前項に基づき乙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

5　乙は、工事監理業務を担当する協力法人をして、工事監理の状況を記載した工事監理状況報告書を甲に毎月提出させるものとし、甲が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を、随時行わせる。

6　乙は、工事監理業務を担当する協力法人をして、定期的に、甲による工事監理状況の確認を受けさせる。

7　乙は、工事監理業務を担当する協力法人をして、毎年度末の本件病院施設等の出来高を確認させ、甲に報告させた上、当該出来高につき、甲の確認を得るものとする。

8　乙は、工事監理業務を担当する協力法人が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守する上で必要となる協力を行う。

（工事場所の管理）

第４６条 本病院施設等の工事場所の管理は、乙が善良な管理者の注意義務をもって行う。

（竣工図書等の成果物の提出）

第４７条 乙は、引渡日までに、別紙[3]記載の竣工図書その他甲が指定する成果物を甲

に提出し、確認を受けなければならない。第35条から第38条に従い、工期変更がなされる場合も同様とする。この場合において、成果物の提出の日程については、甲乙協議の上決定する。

2　甲は、提示された竣工図書等の成果物が本契約書類等、応募者提案等又は建設業務にかかる業務計画書若しくは甲と乙の設計打ち合わせにおいて合意された事項に従っていない、又は提示された竣工図書等の成果物では本契約書類等、応募者提案等又は建設業務にかかる業務計画書若しくは甲と乙の設計打ち合わせにおける合意において要求される仕様を満たさないと合理的に判断する場合は、速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を乙に通知し、修正を求めることができる。

3　乙が、前項の規定による通知を受領した場合、乙は速やかに当該不一致を是正し、是正結果を甲に報告し、甲は速やかにその結果を確認する。なお、当該是正は、乙の責任及び費用において行う。

第７節　本病院施設等の建設業務等のモニタリング等

（本病院施設等の建設業務等のモニタリング等）

第４８条 乙は、甲が別途定める様式の書面により、本章に規定する本病院施設等の建設業務等にかかる施設設計・建設実施体制・工事監理体制（セルフモニタリングに関するものを含む。）を甲に報告する。

2　甲及び乙は、本病院施設等の建設業務等について、前項の報告、本契約書類等、建設業務にかかる業務計画書等を踏まえ、甲乙協議の上、モニタリング実施計画書を作成する。ただし、当該協議において甲と乙が合意に至らないときは、甲がモニタリング実施計画書を作成し、乙はこれに従うものとする。

3　乙は、本病院施設等の建設工事の進捗状況に関し、定期的に甲に報告を行うとともに、施設建設状況の確認を受けるものとする。

4　甲は、随時、本病院施設等が、設計図書、施工計画書及び建設業務等にかかる業務計画書等の業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従い建設されていることを確認できる。この場合において、甲は、本病院施設等の建設状況その他について、乙に事前に通知した上で、乙、建設業務を担当する協力法人、工事監理業務を担当する協力法人、第9条第3項に規定する再委託者又は再請負人に対してその説明を求め、事業実施場所において施工状況を自ら立会いの上確認することができる。また、甲は、必要があると判断したときは、乙に対し、施設建設状況その他当該確認、請求、報告、通知又は立会いに合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。

5　乙は、前項に規定する建設工事の状況その他についての説明、甲による確認の実施及び協議につき甲に対して最大限の協力を行うものとし、建設業務を担当する協力法人、工事監理業務を担当する協力法人又は第9条第3項に規定する再委託者又は再請負人をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

6　第３項及び第４項に規定する説明又は確認の結果、本病院施設等の建設工事の状況が設計図書、施工計画書及び建設業務にかかる業務計画書、関係法令等の業務水準に客観的に逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めるものとし、乙は、自己の責任及び費用においてこれに従い、若しくは建設業務又は工事監理業務を担当する協力法人あるいは第９条第３項に規定する再委託者又は再請負人をしてこれに従わしめなければならない。
7　乙は、本病院施設等の建設期間中に乙が行う本病院施設等に関する検査又は試験について、事前に甲に対して通知するものとする。なお、甲は、乙が行う検査又は試験に立会うことができるものとする。
8　建設業務等のモニタリングにかかる費用のうち、甲に生じるものは甲の負担とし、乙の書類作成等にかかる費用等、乙が甲によるモニタリングに協力するために必要となる費用は乙の負担とする。
9　甲は、本条に規定する説明又は報告の受領、確認の実施又は立会いを理由として、本病院施設等の建設の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負うものではない。

第８節　工期等の変更等

（工期の変更）

第４９条 甲が乙に対して施工計画書記載の工期等の変更を請求した場合又は乙が不可抗力事由又は乙の責めに帰すことのできない事由により施工計画書記載の工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲乙協議により当該変更の要否を定めるものとする。
2　乙が、自己の責めに帰すべき事由により、施工計画書記載の工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲は、当該変更の要否を定めるものとし、甲が当該変更を認める場合、甲は合理的な工期又は引渡日を定めるものとする。
3　第１項において、甲及び乙の間において協議が調わない場合、甲が協議の結果を踏まえて合理的な工期又は引渡日を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

（工期又は引渡日の延長変更による費用等の負担）

第５０条 甲の責めに帰すべき事由により、前条第1項及び第3項に基づいて施工計画書記載の工期等を延長変更した場合、甲は、当該延長変更により乙が負担した追加費用及び乙が被った損害を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。
2　乙の責めに帰すべき事由により、前条第２項に基づいて、甲が、施工計画書記載の工期等の延長変更を認めた場合、乙は、当該延長変更に伴い甲が負担した追加費用及び

甲が被った損害につき、合理的な金額を甲に対して支払うものとする。

3　不可抗力事由により、前条第1項及び第3項に基づいて施工計画書記載の工期等が延長変更され、当該延長変更に伴い、乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙[10]に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

4　本事業に直接関係する法令改正等により、前条第1項及び第3項に基づいて施工計画書記載の工期等が延長変更された場合、甲は、当該変更により乙に発生した追加費用及び損害を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

5　第1項から前項に掲げる変更事由の全部又は一部が複合して、施工計画書記載の工期等が変更された場合の追加費用又は損害についての甲及び乙それぞれの負担金額については、その変更事由ごとに、変更に与えた影響度合いを算出し、これらを按分した上で決定する。

（工期又は引渡日の遅延による費用等の負担）

第５１条 甲の責めに帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合に、これに伴って乙に生じた追加費用又は損害は、合理的な範囲内において甲が負担する。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

2　乙の責めに帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合、乙は、引渡日から実際の引渡日までの日数に応じ、施設建設費に対する神戸市契約規則第 33 条第 1 項に規定する割合による違約金を甲に支払うものとし、甲に当該違約金を超える追加費用又は損害があるときは、その費用又は損害についても甲に支払わなければならない。

（工事の一時中止）

第５２条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知した上で、本病院施設等の建設工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

2　甲は、前項の規定により、本病院施設等の建設工事の全部又は一部を一時中止させた場合で必要があると認めるときは、施工計画書記載の工期等を変更することができる。この場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合その他乙に損害が生じた場合には、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書

類を添えて甲に請求するものとする。

3　不可抗力事由又は本事業に直接関係する法令改正等により、本病院施設等の建設工事の全部又は一部が一時中止された場合で、甲において必要があると認めるときは、施工計画書記載の工期等を変更することができる。

4　不可抗力事由により、本病院施設等の建設工事の全部又は一部が一時中止された場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合その他乙に損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙[10]に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

5　本事業に直接関係する法令改正等により、本病院施設等の建設工事の全部又は一部が一時中止された場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合その他乙に損害が発生したときは、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとする。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

6　第 2 項及び第 3 項に規定する事由が複合して本病院施設等の建設工事の全部又は一部が一時中止された場合の追加費用又は損害についての甲及び乙それぞれの負担金額については、追加費用又は損害を生じさせた事由ごとに、追加費用又は損害の発生に与えた影響度合いを算出し、これらを按分した上で決定する。

（危険負担等）

第５３条 引渡日までに本病院施設等の全部又は一部、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他建設器具等が、不可抗力事由により滅失し又はき損し、その結果、乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙[10]に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

2　前項の場合、本契約の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

（１）滅失又はき損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合は、甲及び乙は原則として第 96 条に従い本契約を解除するものとする。ただし、乙が任意の判断で甲の認める期間内に乙の費用負担において本病院施設等を事業実施場所に再施工する場合にはこの限りではない。

（２）前号の場合以外のき損の場合には、乙は本病院施設等を設計どおり修復して事業実施場所に施工するものとする。この場合に乙に生じる追加費用又は損害の負

担については、前項を準用するものとし、甲は、修復に要する合理的期間を限度として引渡し期限の延長を認めるものとする。

（３）第1号及び第2号の場合、甲は乙に対し、損害賠償の請求は行わない。

第９節　医療情報システム構築業務

（医療情報システム構築業務）

第５４条 乙は、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、本病院施設等における総合的な医療情報システム構築業務を行う。

（医療情報システム構築業務のモニタリング等）

第５５条 乙は、別途甲と合意する日までに、医療情報システム仕様書を作成し、甲の確認を受ける。

２　乙は、甲との別段の合意がある場合を除き、甲が別途定める日までに、医療情報システムの運用に必要なハードウェアを調達、設置し、自主検査を行い、その結果を報告した上、甲の確認を受ける。

３　乙は、甲との別段の合意がある場合を除き、甲が別途定める日までに、医療情報システムの運用に必要なソフトウェアを整備し、自主検査を行い、その結果を報告した上、甲の確認を受ける。

４　乙は、甲との別段の合意がある場合を除き、甲が別途定める時期までに、現病院（別表［定義］17）の既存データ調査および移行データストレージの作成を行い、医療情報システム全体の運用に必要なインフラストラクチャー（医療情報システムのネットワークの構築を含む。）を調達し、設置し、既存データの医療情報システムへの移行を行った上、自主検査を行い、甲に対しその結果を報告し、甲の確認を受ける。

５　乙は、甲と協議の上、医療情報システムの運用に必要なマニュアルを作成し、操作教育を行うとともに医療情報システムの稼働リハーサルを実施する。また、乙は、甲からマニュアルの更新・改訂要請を受けた場合、速やかにこれを実施し、更新・改訂後のマニュアルを甲に提示して、甲の確認を得るものとする。

６　医療情報システムの検収、譲渡予定日、その他の条件は、甲乙協議の上、甲が決定するものとし、乙は医療情報システムの譲渡予定日までに、甲に引き渡すものとする。

（仕様の変更）

第５６条 甲は、業務水準の趣旨を損なわず、かつ、譲渡予定日の変更を伴わないと判断した場合、乙に対し、医療情報システムの仕様について必要と認める変更を請求することができ、乙は、これに従うものとする。ただし、乙は、甲に対して協議を求めることができるが、協議が調わなかった場合は、甲の判断に従うものとする。

2　前条第1項に基づく確認後、甲の請求により医療情報システム仕様書の変更を行う場合、甲と乙は、当該変更にかかる費用の調整に関する協議を行い、当該調整後の費用が調整前の費用と異なるときは、甲は、合理的な範囲で第7章に定めるサービス対価の増減を行うものとする。

3　乙は、甲から第1項及び前項の請求を受けた場合、可能な限り費用の増大が生じないよう調整を行って、その検討結果を甲に通知するものとする。なお、甲及び乙は、本事業の円滑な推進のため、調整に互いに協力、連携するものとする。

（医療情報システムに関する著作権の帰属）

第５７条 医療情報システムに関して乙が開発したソフトウェアその他の成果に関する著作権は、甲に帰属する。ただし、当該成果のうち乙が従前から有していた著作権、同種のプログラム又はシステムなどに共通に使用されるモジュール、サブルーチン、それらを組み合わせたもの及びそれらの関連資料の著作物の著作権は乙に留保されるものとする。

2　甲が著作権法（昭和45年法律第48号）上の著作者とみなされない場合（乙に著作権が成立する場合、甲及び乙が共同著作者とされる場合を含む。）、当該成果に関する著作権は、成果が生じた日をもって、乙から甲に無償譲渡されたものとする。

第１０節　移行支援業務

（移行支援業務）

第５８条 乙は、甲に対し、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自らの責任及び費用において（ただし、要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものを除く。)、次の各号に掲げる移行支援業務を行う。なお、乙は、医療機器調査及び什器備品調査の不備、誤謬等に起因する一切の追加費用及び損害を負担するものとする。

（１）医療機器調査・調達支援業務

（２）什器備品調査・調達支援業務

（３）開院前リハーサル支援業務

（４）引越し支援業務

（移行支援業務のモニタリング）

第５９条 移行支援業務のモニタリングについては、第5章を準用する。

第１１節　本病院施設等の引渡し及び所有権の移転等

（乙による自主検査）

第６０条 乙は、本件病院施設等の建設工事完了後、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自己の責任及び費用において、使用検査（エレベーター等のネットワーク型設備等に関する検査を含む。）を行う。

（監理者による検査）

第６１条 乙は、前条の自主検査の終了後、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自己の責任及び費用において、工事監理業務を担当する協力法人をして、本件病院施設等の検査及び本病院施設等の建設の完成確認報告を行わせる。なお、この検査及び報告には、第62条に規定する法律に基づく検査及びその報告を含むものとする。

（法律に基づく検査）

第６２条 乙は、本件病院施設等の建設工事完了後、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自己の責任及び費用において、本件病院施設等の引渡し前に法律に基づく必要な検査を受ける。

２　甲は、乙に対し、前項の検査への立会いを求めることができる。

３　甲が前項の規定に基づき立会いを行ったか否かにかかわらず、乙は、甲に対し、第１項の検査の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添付して、書面により報告する。

（本病院施設等の譲渡前検査）

第６３条 甲は、乙から第61条に規定する報告を受けた日の翌日から14日以内（14日目の日が閉庁日である場合は、その直後の甲の開庁日まで）に、譲渡前検査を実施し、本病院施設等が、本契約書類等、業務水準及び設計図書等の成果物を満たしていることを確認するものとする。

２　譲渡前検査の結果、本病院施設等が本契約書類等、業務水準及び設計図書等の成果物の内容に従い施工されているときは、甲は乙に対し、譲渡前検査確認書を交付する。

３　甲が、譲渡前検査を行った日の翌日から 14 日以内（14 日目の日が閉庁日に当たるときは、その直後の甲の開庁日まで）に、乙に対し、何らの通知を行わないときには、乙は譲渡前検査に合格したものとみなすことができる。

４　譲渡前検査の結果、本病院施設等の建設状況が本契約書類等、業務水準又は設計図書等の成果物の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、自らの責任と費用において、これに従わなければならない。

５　甲は、乙が前項の是正の完了を報告した日の翌日から 7 日以内（7 日目の日が閉庁日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで）に再度、譲渡前検査を実施するものと

する。当該譲渡前検査の結果、本病院施設等の建設状況がなおも本契約書類等、業務水準又は設計図書等の成果物の内容を逸脱していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、譲渡前検査を繰り返すものとする。

6　甲は、第１項に規定する譲渡前検査を行ったことを理由として、本病院施設等の建設、本病院施設等の維持管理・運営その他本契約に基づく乙の業務の全部又は一部について何らの責任を負うものではない。

（本病院施設等の引渡し）

第６４条　乙は、前条第2項に定める甲の譲渡前検査確認書を得て、竣工図書等の成果物を甲に対し提出した後、引渡日までに本病院施設等を、完成から6か月以内に未使用のまま、甲に対して引き渡すものとする。

2　前項の引渡し時に、甲は、乙が原始取得していた本病院施設等の所有権を取得するものとし、甲及び乙は引渡し確認書を取り交わし、乙は甲に対し、本病院施設等の鍵を交付するものとする。

3　第1項に基づく本病院施設等の引渡しがなされた後であっても、乙は、甲の業務に支障を生じさせない限り、本契約に基づく乙の業務を実施するため、本病院施設等を使用することができ、甲は、予めこれを承諾する。

（登記）

第６５条　乙は、甲が本病院施設等の表示登記及び所有権の保存登記を行う場合には、これに協力しなければならない。

（本病院施設等の開院日等）

第６６条　本病院施設等の開院日は、甲が乙と協議の上決定する。

2　乙は、第64条に基づく本病院施設等の引渡しから開院日までの間、善良なる管理者の注意義務をもって、本病院施設等を維持管理する。

3　前項の期間において、乙の責めに帰すべき事由に基づき、乙に発生した追加費用又は損害は乙の負担とし、また甲に損害が発生した場合には、これを賠償しなければならない。

4　第2項の期間において、甲の責めに帰すべき事由に基づき、乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害を負担する。この場合、乙は追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。

5　第2項の期間において、不可抗力により、乙に追加費用又は損害が発生したときは、第91条を準用する。

（本病院施設等の瑕疵担保責任）

第６７条 甲が本病院施設等の引渡しを受けた日から2年が経過するまでの間に、本病院施設等の瑕疵が発見されたときには、乙は、当該瑕疵を補修し、又は補修させるものとする。ただし、当該瑕疵が甲の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。

2　甲が本病院施設等の引渡しを受けた日から 10 年が経過するまでの間に本病院施設等のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 87 条第 1 項、第 88 条第 1 項、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令 64 号）第 6 条に定める部分、及びその他外部から確認できない本件病院施設等の隠蔽部分（当該隠蔽部分の瑕疵担保期間については、第 1 項に定める瑕疵担保期間を超える範囲において、乙が応募者提案等で提示した期間をもとに、甲と乙で協議の上、変更することができるものとし、協議が調わない場合は甲が決定する。）についての瑕疵が発見されたときには、乙は、当該瑕疵を補修し、又は補修させるものとする。ただし、当該瑕疵が甲の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。

3　第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、甲が本病院施設等の引渡しを受けた日から 10 年が経過するまでの間に、乙の故意又は重過失に起因する本病院施設等の瑕疵が発見された場合、乙は、第 1 項本文の補修義務を負うものとする。

4　第 1 項から前項において、乙が瑕疵補修義務を負うにもかかわらず、乙が瑕疵の補修をし、又は補修させることができない場合、乙は、第三者をして当該瑕疵を補修させるものとする。ただし、甲は合理的な理由があるときは、自ら瑕疵を補修することができるものとする。

5　乙は、甲が、当該瑕疵に起因して被った一切の損害（前項ただし書の規定に基づき甲が当該瑕疵を補修するために使用した第三者に対して支払うべき報酬及び費用相当額を含む。）を賠償しなければならず、この場合、甲は、第 7 章に基づき支払われるサービス対価から当該損害額を控除して、乙に支払うことができるものとする。

6　甲は、本病院施設等の引渡しの際に第1項又は第2項の瑕疵があることを知ったときは、第1項及び第2項にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該瑕疵の補修又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその瑕疵のあることを知っていたときは、この限りでない。

（医療情報システムの瑕疵担保責任）

第６８条 甲が医療情報システムの引渡しを受けた日から2年が経過するまでの間に、医療情報システムの瑕疵が発見されたときには、乙は、当該瑕疵を補修し、又は補修させるものとする。ただし、当該瑕疵が甲の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、甲が医療情報システムの引渡しを受けた日から[5]年が経

過するまでの間に、乙の故意又は重過失に起因する医療情報システムの瑕疵が発見された場合、乙は前項本文の補修義務を負うものとする。

３　前条第4項から第6項の規定は、医療情報システムの瑕疵に準用する。

第４章　維持管理・運営業務等

（施設維持管理業務）

第６９条 乙は、甲に対し、維持管理・運営期間（別表［定義］1）中、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自らの責任及び費用において（ただし、要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものを除く。）、次の各号に掲げる施設維持管理業務を行う。

（１）施設メンテナンス業務

（２）警備業務

（３）清掃業務

（物流管理運営業務）

第７０条 乙は、甲に対し、維持管理・運営期間中、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自らの責任及び費用において（ただし、要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものを除く。）、物流管理運営業務を行う。

（顧客サービス業務）

第７１条 乙は、甲に対し、維持管理・運営期間中、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自らの責任及び費用において（ただし、要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものを除く。）、次の各号に掲げる顧客サービス業務を行う。

（１）総合案内業務

（２）電話交換業務

（３）市民健康ライブラリー運営業務

（４）利便施設運営業務

（医療関連サービス業務）

第７２条 乙は、甲に対し、維持管理・運営期間中、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自らの責任及び費用において（ただし、要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものを除く。）、次の各号に掲げる医療関連サービス業務を行う。

（１）検体検査業務

（２）食事の提供業務（患者給食）

（３）滅菌消毒業務
（４）洗濯業務
（５）医療機器保守点検業務
（６）医療関連事務業務
（７）メディカル・アシスタント業務

（医療情報システム運営・保守業務）
第７３条 乙は、甲に対し、開院後5年間、業務水準を遵守し、かつ関係法令等に従って、自らの責任及び費用において（ただし、要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものを除く。）、医療情報システムの運営・保守業務を行う。

第５章　維持管理、運営期間中のモニタリング

第１節　モニタリング

（乙によるセルフモニタリング）
第７４条 乙は、自らの費用負担において、乙が行う維持管理・運営業務等につき、業務水準を満たす業務が提供されていることを確認するために、応募者提案等による提案をもとに、本契約締結後、甲と協議してモニタリング計画を策定し、当該計画に則り、セルフモニタリングを行うものとする。

（甲によるモニタリング）
第７５条 甲は、自らの費用負担において、乙が行う維持管理・運営業務等が、業務水準を満たしていることを確認するために、応募者提案等及び別紙［4］の内容に基づき、乙の意見を踏まえて、モニタリング実施計画書を策定し、当該計画書に則り、自ら及び第三者をして、モニタリングを行うものとする。
２　乙は、甲が前項に基づくモニタリングを行う場合には、最大限協力しなければならない。なお、乙が甲によるモニタリングに協力するために必要となる費用は、乙の負担とする。

（財務書類の提出）
第７６条 乙は、事業期間の終了に至るまで、各事業年度の最終日より3か月以内に、公認会計士（又は監査法人）の監査済財務書類を甲に提出し、かつ、甲に対して監査報告を行うものとする。
２　甲は、前項の規定により提出を受けた監査報告を公開することができる。

第２節　モニタリングによる改善

（業務方法の変更）

第７７条 甲は、第75条に規定するモニタリングの結果、本契約に定める乙の業務について、業務方法を変更することが必要と判断するときは、乙に対し、別紙[5]に定める手続に従い、随時業務方法の変更を求めることができる。

２　乙は、第74条に規定するセルフモニタリングの結果、本契約に定める乙の業務について、業務方法を変更することが必要と判断するときは、業務水準を満たす限りにおいて、別紙[5]に定める手続に従い、業務方法を変更することができる。

３　第１項又は前項による変更の結果、サービス対価の変更の必要性が生じた場合には、甲又は乙は、相手方に対して、第 85 条に基づいてサービス対価の見直しを請求することができる。

（業務水準又は業務範囲の変更）

第７８条 甲は、第75条に規定するモニタリングの結果、本契約に定める乙の業務について、業務水準又は業務範囲を変更する必要があると認める場合には、別紙[5]に定める手続に従い、乙に対して、業務水準又は業務範囲の変更を請求することができる。

２　乙は、随時、業務水準又は業務範囲の変更を提案することができるものとし、甲は、乙の提案を踏まえて、その要否、内容等を決定する。この手続は、別紙[5]に従うものとする。

３　第１項又は前項による変更の結果、サービス対価の変更の必要性が生じた場合には、甲又は乙は、相手方に対して、第 85 条に基づいてサービス対価の見直しを請求することができる。

（協力法人の変更）

第７９条 甲は、第75条に規定するモニタリングの結果、本契約に定める乙の業務について、協力法人の変更が必要と認める場合には、別紙[5]に定める手続に従い、乙に対して協力法人の変更を請求することができる。

２　乙は、第 74 条に規定するセルフモニタリングの結果、協力法人の変更が必要と認める場合には、第 9 条第 3 項に定める協力法人の選定・変更手続に従い、協力法人の変更を行うことができる。

第３節　モニタリングによる是正

（モニタリングによる是正措置）

第８０条 甲は、第75条に規定するモニタリングの結果、本契約で定める乙の業務の状況が、業務水準を客観的に逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対して別紙[6]の規定に従い、業務是正勧告、業務是正命令を行うことができる。

２　甲は、業務是正命令にもかかわらず、乙の責めに帰すべき事由に基づかない場合を除き、乙の業務が業務水準を達成していないと認めた場合には、別紙［6］の規定に従い、サービス対価の支払い留保又は減額、協力法人の変更、本契約の全部又は一部の解除を行うことができる。ただし、乙の業務の未達成の状況が、法令の違反又は医療の提供若しくは本病院の運営に当たり、重大又は深刻な影響を及ぼすことが想定される場合には、業務是正勧告又は業務是正命令とあわせて、甲は直ちに、別紙［6］に定めるサービス対価の支払い留保又は減額、協力法人の変更、本契約の全部又は一部の解除を行うことができるものとする。

第６章　病院の経営環境等の大幅な変動による解除等

（病院の経営環境等の大幅な変動による変更請求）

第８１条 甲は、第77条、第78条、第88条又は第90条に関わらず、法令改正等、不可抗力、本病院の規模の変更等の経営方針の変更、患者数・医療収入等の大幅な変動、その他本病院の経営環境の大幅な変動により、本契約に定める乙の業務及びサービス対価を継続することが、本病院の経営を著しく悪化させる恐れがあると合理的に認められる場合には、乙に対して、業務方法、業務水準及び業務範囲の変更、それに伴うサービス対価の変更を請求することができる。

２　第１項に定める、業務水準及び業務内容の変更、それに伴うサービス対価の変更の手続は、第 77 条、第 78 条及び第 85 条を準用する。

（業務水準又は業務範囲の重大な変更等による一部解除）

第８２条 甲は、前条の規定による変更では、本事業の遂行に著しい悪影響を及ぼすと認める合理的な理由がある場合、又は法令改正等、不可抗力、本病院事業の規模の変更又は技術革新等により乙の業務の一部について当該業務が不要となったと甲が合理的に判断した場合には、第93条から第96条の規定にかかわらず、乙に対し、本契約の一部解除に関する協議を求めることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

２　前項の協議は、甲の請求から［3］か月以内に終了するものとする。

３　前項の協議が調わない場合、甲は、解除日から［3］か月前までにその理由を付して書面によりその旨を通知することにより、当該業務にかかる本契約の一部を解除することができる。乙は、解除日までの間、法令に反しない限度で当該業務を遂行することを

要し、甲は、乙がかかる業務遂行を行うことを条件として、解除日までのサービス対価を支払うものとする。

４　前項の規定にかかわらず、甲は、解除の対象となる業務及び解除の理由を記載した書面によりその旨を通知し、かつ、当該通知の日から［3］か月間の当該業務にかかるサービス対価に相当する額（検体検査業務、食事の提供業務又は洗濯業務の場合は、想定数量を基に算出された額）から業務を行わないことにより乙が出費を免れた額を控除した額を乙に一括で支払うことにより、当該業務にかかる本契約の一部を即時解除することができる。

第７章　サービス対価

第１節　サービス対価の支払額及び支払手続

（サービス対価の算定）

第８３条 甲は、乙に対し、本章に定める規定に従って、本契約に基づき、乙が実施した業務に対し、サービス対価を支払う。

２　サービス対価の額は、別紙［7］に示すとおりとする。

（サービス対価の請求及び支払い）

第８４条 乙は、甲からサービス対価並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額の支払いを受けるに当たり、別紙［8］に定める手続に従って、請求書を提出するものとする。

第２節　サービス対価の見直し等

（サービス対価の見直し）

第８５条 甲及び乙は、第77条第3項及び第78条第3項に規定する場合、別紙［9］に従ってサービス対価の見直しを行うものとする。

２　甲と乙は、第20条第2項に規定する外部環境調査の一環として実施する市場動向調査の結果に基づき、サービス対価の見直し協議を行うことができる。本契約に定める乙の各業務に対するサービス対価が、他の同種同規模の病院において行われている同種の業務につき定められている一般的な対価との比較において、客観的に乖離が認められる場合には、甲及び乙は、相手方に対して合理的な範囲内でサービス対価の見直しを請求することができる。

３　甲と乙は、市場動向調査等によるサービス対価の見直し協議を、定期的に実施するも

のとする。市場動向調査等において、本契約に定める乙の各業務に対するサービス対価が、他の同種同規模の病院において行われている同種の業務につき定められている一般的な対価との比較において、客観的に乖離が認められる場合には、甲は乙に対して、サービス対価の見直しを請求できるものとする。

4　前項の見直しに関して、甲と乙は協議の上、業務毎に適切な指標、時期及び期間等について決定することとする。協議が調わない場合は、甲が決定することとする。

5　第2項及び第3項の見直しにかかる手続については、別紙［9］を準用する

（想定外の変化に対するサービス対価算定方法の見直し）

第８６条 別紙［8］で示す場合以外に、サービス対価の算定にあたり、サービス対価の算定根拠である前提条件について、本契約締結時点において想定困難な変動要素が発生し、又は、前提とする条件に重大な変更が発生した等の場合には、甲及び乙は速やかに協議を行い、サービス対価の算定方法の見直しを検討するものとする。かかる協議は、甲又は乙からの申込により実施されるものとし、一方の当事者から申込を受けた場合、他方の当事者は誠意をもって協議に応じるものとする。

2　前項の場合のほか、税制の抜本的変更又は本事業にかかる甲の政策の根本的な変更等の事態が生じた場合、甲及び乙は速やかに、サービス対価の算定方法、その支払条件等について見直しのための協議を行うものとする。かかる協議において、サービス対価の変更が必要な場合には、まず甲及び乙がその積算方法について合意するものとし、合意された積算方法に基づいてサービス対価の増加又は減額が相当と認められる場合には、かかる増加若しくは減額をサービス対価に反映させるべく協議を行うものとする。

3　第1項及び前項の協議において甲と乙が合意に至らないときは、別紙[9]の2項、3項、4項を準用する。

第３節　サービス対価の返還

（サービス対価の返還）

第８７条 甲は、乙の作成した業務結果報告書その他甲が乙の業務実績の確認の基礎とした資料等に虚偽の記載があることが判明した場合、当該虚偽記載判明後に乙に支払うべきサービス対価から当該虚偽記載がなければ甲が減額し得たサービス対価に相当する額を減額することができる。

2　前項の場合において、当該虚偽記載判明後に乙に支払うべきサービス対価が当該虚偽記載がなければ甲が減額し得たサービス対価の額に不足するときは、乙は、甲に対して、当該不足額を返還しなければならない。

第８章　法令改正等による契約内容の変更等

（法令改正等による契約内容の変更）

第８８条　本契約に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、本契約締結日以後の法令改正等により、本契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、その内容を詳細に記載した書面をもって直ちにこれを相手方当事者に対して通知しなければならない。ただし、甲及び乙は、法令改正等により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

２　甲及び乙は、前項の通知を受けた場合には、直ちに相手方と協議し、法令等に適合しなくなった業務について、いずれも相手方に発生する損害が最小限となるように契約内容の変更を行うものとする。

（法令改正等による追加費用又は損害の負担）

第８９条　本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業に直接関係する法令改正等によって、乙に追加費用又は損害が生ずる場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該損害又は損失の状況を甲に通知しなければならない。

２　前項の追加費用又は損害のうち合理的な範囲の追加費用又は損害について、甲はこれを負担する。この場合、乙は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。なお、本事業に直接関係する場合以外の法令改正等による乙の追加的費用又は損害については乙の負担とする。

第９章　不可抗力による契約内容の変更等

（不可抗力による契約内容の変更）

第９０条　本契約に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、本契約締結日以後の不可抗力により、本契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。

２　甲及び乙は、前項の通知を受けた場合には、直ちに相手方と協議し、不可抗力により契約どおりに履行できなくなった業務について、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるように契約内容の変更を行うものとする。

（不可抗力による追加費用又は損害の負担）

第９１条　本契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力によって、乙に追加費用又は損害が生ずる場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該損害又は損失の状況を甲

に通知しなければならない。
2　不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は不可抗力により本病院施設等への重大な損害が発生した場合、乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく最大限の努力を行うものとする。
3　乙が、前項の最大限の努力を行うことを条件として、甲は、前項の追加費用又は損害のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害について、別紙［10］に規定する負担割合に従い負担するものとし、所定のサービス対価の支払いを継続する。この場合、乙は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
4　法令改正等及び不可抗力が複合して、甲又は乙に追加費用又は損害が生じた場合、甲又は乙それぞれの追加費用又は損害の負担は、追加費用又は損害を生じさせた事由ごとに、追加費用又は損害の発生に与えた影響度合いを算出し、これらを按分した上で決定する。

第１０章　契約期間及び契約の終了

第１節　契約期間

（契約期間等）
第９２条 本契約は、締結の日から効力を生じ、維持管理・運営期間満了時である平成[53]年[3]月[31]日をもって終了する。ただし、本契約終了後においても､本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続する。
2　乙は、本契約の終了後、1年間は解散手続、精算手続を行うことはできないものとする。

第２節　契約の終了

（甲による契約解除）
第９３条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なく、本契約を解除することができる。
（１）支払の停止、破産、民事再生手続開始、会社更生若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は任意整理等の手続が着手されたとき若しくはそのおそれがあるとき。
（２）乙が振り出した手形又は小切手に不渡りがあったとき。
（３）仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租公課を

滞納し督促を受けて1か月以上滞納金の支払がなされないとき若しくは滞納処分を受けたとき。

（４）乙の責めに帰すべき事由により、連続して1か月間（乙が書面をもって説明し、甲が認めた場合にあっては、相当の期間）以上本事業を行わなかったとき。

（５）乙の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。

（６）信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると甲が認めるべき相当の理由があるとき。

2　甲は、乙が次に掲げる事由に該当するときは、乙に対し、相当の期間を定めて催告した上で、本契約を解除することができる。

（１）乙が、設計又は建設工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は建設工事に着手せず、甲が理由の説明を求めても当該遅延について乙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき。

（２）乙の責めに帰すべき事由により、工期内に本病院施設等が完成せず、かつ工期経過後2か月以内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

（３）乙が、業務結果報告書その他甲が乙の業務実績の確認の基礎とした資料等に虚偽の記載があることが判明し、かつ第87条に定めるサービス対価の返還を行わなかったとき。

（４）その他、乙が本契約又は本契約に基づき合意した条項のいずれかに違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。

3　甲との間で平成［　］年［　］月［　］日付基本協定書を締結した［【　】グループ］を構成する法人（以下、本条において「構成員」という。）及び応募者提案等で明示した協力法人が、本契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲は本契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、構成員及び応募者提案等で明示した協力法人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成員が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（２）構成員及び応募者提案等で明示した協力法人の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（３）構成員及び応募者提案等で明示した協力法人の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。

（４）その他構成員及び応募者提案等で明示した協力法人の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第1号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

4　本契約が、本病院施設等が甲に引き渡される前に、第１項、第２項又は第３項の規定により解除された場合には、乙は、甲に対し、速やかに本件土地を本病院施設等の建設工事着工前の原状に復した上、甲に返還しなければならない。

5　本契約が、本病院施設等が甲に引き渡される前に、第１項、第２項又は第３項の規定により解除された場合に、甲が乙に対し本件土地及び本件病院施設等（建設中の施設を含む）の本契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、本件土地及び建設中の本件病院施設等を解除時における現状のまま、甲に引き渡す。この場合、出来高部分に利用価値がある場合で、かつ甲がこれを利用した場合には、出来高部分の評価額相当額を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。

6　本契約が、本病院施設等が甲に引き渡された後に第１項、第２項又は第３項の規定により解除された場合、甲は、本契約のうち既に甲及び乙がそれぞれ履行済みの部分については解除することができず、甲は、乙に対し、第 83 条の規定に基づくサービス対価のうち、施設設計・建設業務にかかるサービス対価及び医療情報システム構築業務にかかるサービス対価を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払うとともに、第２章の統括マネジメント業務、第３章第 10 節の移行支援業務及び第４章に定める各業務のうち履行済みの業務に相当するサービス対価を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払うのもとし、甲は、その余のサービス対価の支払義務を免れる。この場合、乙は、各業務について甲に対し引継ぎを行わなければならない。

7　本契約が、本病院施設等が甲に引き渡された後に第１項、第２項又は第３項の規定により一部解除された場合、甲は、第 83 条の規定に基づくサービス対価のうち解除された業務につき未履行のサービス対価の支払義務を免れるものとする。

8　本契約が、本病院施設等が甲に引き渡される前に、第１項、第２項又は第３項の規定により解除された場合、乙は、甲の請求に基づき、本契約解除の違約金として、施設建設費の 100 分の 10 を支払うものとする。ただし、甲は、乙が甲に差し入れている第４条の契約保証金又は担保を、当該違約金の全部又は一部に充当することができるものとする。また、甲が、第５項に基づき、出来高部分の評価額相当額を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う場合、甲は、乙に対する出来高部分の評価額相当額の支払債務と乙に対して有する上記違約金支払請求権及び第 11 項に基づく損害賠償請求権に基づく請求債権を対当額にて相殺することができる。

9　本契約が、本病院施設等が甲に引き渡された後に第１項、第２項又は第３項の規定により解除された場合、乙は、甲の請求に基づき、本契約解除の違約金として、解除の対象となる業務の当該年度のサービス対価の 100 分の 10 を、甲の指定する期間内に支払うものとする。

10　乙は、本契約が第３項に基づき解除された場合であって、かつ、構成員及び応募者提案等で明示した協力法人が次の各号の一に該当したときは、本病院施設等の引渡し前に解除がなされた場合は第８項の違約金に加えて施設建設費の 100 分の５の違約金を別途支払うものとし、また本病院施設等の引渡し後に解除がなされた場合は、第９項

の違約金に加えて、解除の対象となる業務の当該年度のサービス対価の 100 分の 5 の違約金を別途支払うものとする。

（１）第3項第１号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。

（２）構成員が甲に第3項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

11　乙は、本条に基づく解除により甲が被った損害額が、第 8 項又は第 9 項の違約金の額（第 10 項の違約金が加わる場合には、その違約金の額を含む。）を上回る場合は、その差額金を甲の請求に基づき支払わなければならない。ただし、＿＿＿＿＿甲は、乙が甲に差し入れている第 4 条の契約保証金又は担保を、当該差額金に先に充当することができるものとし、残額がある場合には違約金に充当することができるものとする。

（乙による契約解除）

第９４条 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、乙に対する支払いを遅延し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日後、[2] か月を経過しても、なお甲が当該支払いを行わないときは、乙は甲に改めて書面により本契約を終了する旨の通知を行い、本契約を終了させることができる。この場合、甲は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ神戸市契約規則第33条1項に規定する割合で計算した額を乙に対して遅延損害金として支払う。

2　甲が、甲の責めに帰すべき事由により、本契約上の重要な義務に違反し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日後、[2] か月を経過しても、なお甲が当該義務の違反を是正しないときは、乙は甲に改めて書面により本契約を終了する旨の通知を行い、本契約を終了させることができる。

3　第 1 項及び前項の規定に基づき本契約が終了した場合、甲は、乙に対し、本契約の終了により乙が被った損害を賠償する。

4　第 1 項又は第 2 項の規定に基づき本契約が終了した場合において、既に甲に対して本病院施設等が引渡し済みであるときは、乙は、本契約のうち既に甲及び乙がそれぞれ履行済みの部分については解除することができないものとし、甲は、乙に対し、第 83 条の規定に基づくサービス対価のうち、施設設計・建設業務にかかるサービス対価及び医療情報システム構築業務にかかるサービス対価を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払うとともに、第 2 章の統括マネジメント業務、第 3 章第 10 節の移行支援業務及び第 4 章に定める各業務のうち履行済みの業務に相当するサービス対価を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。

5　第 1 項又は第 2 項に基づき本契約が終了した場合において、乙が甲に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、乙が甲の定める窓口に預かり証を提出したときは、甲は速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。

6　本契約が、本病院施設等が甲に引き渡される前に、第１項又は第２項の規定により解除されたときは、乙は甲に対し、本件土地及び本件病院施設等（建設中の施設を含む）を本契約解除時における現状で引渡すものとし、この場合、甲は、乙に対し、本病院施設等及び医療情報システムの出来高に応じた金額を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。

7　本契約が、本病院施設等が甲に引き渡される前に、第１項又は第２項の規定により解除された場合で、甲が乙に対し、本件土地及び本件病院施設等（建設中の施設を含む）を建設工事着工前の原状に復した上での返還を求めた場合、乙は、これに従うものとする。この場合、甲は、乙が、本件土地及び本件病院施設等（建設中の施設を含む）を建設工事着工前の原状に復するのに要する合理的な範囲内の費用を負担し、支払方法については乙と協議するものとする。

（任意解除権の留保）

第９５条 甲は、理由の如何を問わず、[6] か月以上前に乙に対して通知した上で、本契約を解除することができる。ただし、既に本病院施設等が引渡し済みであるときは、甲及び乙の双方が履行済みの部分については解除することができないものとし、甲は、乙に対し、第83条の規定に基づくサービス対価のうち、施設設計・建設業務にかかるサービス対価及び医療情報システム構築業務にかかるサービス対価を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払うとともに、第2章の統括マネジメント業務、第3章第10節の移行支援業務及び第4章に定める各業務のうち履行済みの業務に相当するサービス対価を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払う。

2　前項の規定により甲が本契約を解除した場合、甲は乙に対して、当該解除により乙が被った合理的な範囲内の損害を賠償するものとする。

3　本契約が、本病院施設等が甲に引き渡される前に、第１項の規定により解除された場合は、前条第６項及び第７項を準用する。

（不可抗力に基づく契約解除）

第９６条 甲及び乙は、不可抗力により相手方の本契約上の義務の履行が遅延し、又は不可能となった場合、当該の履行遅滞及び履行不能を相互に本契約に基づく相手方の債務不履行とはみなさないものとする。

2　甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力により本契約の履行ができなくなったと認める場合には、乙と協議の上、＿＿＿本契約を解除することができる。

3　前項の定めにより本契約が解除された場合、解除時に既に甲に対し本病院施設等が引渡し済みである場合には、既に甲及び乙の双方が履行済みの部分については解除することができず、甲は、本病院施設等の全部又は一部が不可抗力により滅失し、又は毀損した場合であっても、乙に対し、第 83 条の規定に基づくサービス対価のうち、施設

設計・建設業務にかかるサービス対価及び医療情報システム構築業務にかかるサービス対価を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払うとともに、第 2 章の統括マネジメント業務、第 3 章第 10 節の移行支援業務及び第 4 章に定める各業務のうち履行済みの業務に相当するサービス対価を契約解除前の支払いスケジュールどおりに支払い、甲は、その余のサービス対価の支払義務を免れるものとする。

4　本契約が、本病院施設等が甲に引き渡された後に第 2 項の規定により一部解除された場合、甲は、第 83 条の規定に基づくサービス対価のうち解除された業務につき未履行のサービス対価の支払義務を免れるものとする。

5　本契約が、本病院施設等が甲に引き渡される前に、第 2 項の規定により解除された場合は、第 94 条第 6 項及び第 7 項を準用する。

（法令改正等が行われた場合等の解除）

第９７条　本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の締結日以後に法令改正等がなされた場合又は乙の責めに帰すべき事由によらず、許認可等の効力が失われた場合に、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、本契約を解除することができる。本条に基づき本契約が解除されたときは、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（本病院施設等の本契約終了時の状態等）

第９８条　契約期間満了により本契約が終了した場合又は第64条に定める本病院施設等の引渡しがなされた後、契約期間満了前に本契約が終了した場合、乙は、本病院施設等を本契約終了後も継続して供用可能な水準を保った状態で甲に引き継がなければならない。

2　乙は前項に定める、本病院施設等を本契約終了後も継続して供用可能な水準を保った状態であることについて、甲の承認を得なければならない。

3　第 64 条に定める本病院施設等の引渡しがなされた後、契約期間満了前に本契約が終了した場合、本契約終了の原因が、第 94 条に基づくものであって甲の債務不履行により本病院施設等について前項に定める水準が保てなかったときは、乙は、第 1 項に定める義務の履行について、甲の債務履行との同時履行を抗弁として主張することができる。

4　第 64 条に定める本病院施設等の引渡しがなされた後、契約期間満了前に本契約が終了した場合、本契約終了の原因が、第 96 条に基づくものであって本病院施設等の滅失又は毀損を伴うものであるときは、乙は、第 1 項に定める水準を上限として甲が定める水準にまで滅失、毀損部分を修復した状態で甲に引き継げば足りるものとする。

5　前項の場合において、当該滅失又は毀損を修復するために要する追加費用については、甲及び乙は、当該追加費用のうち合理的な範囲の追加費用について、別紙［10］に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合、乙は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

6　本契約終了後、甲は、本病院施設等の検査を行い、当該検査において本契約に定める水準を満たしていないことが判明した場合には、乙は、乙の責任及び費用において、当該水準に達するまで本病院施設等の修繕をしなければならない。ただし、本契約終了の原因が、第 96 条に基づく場合の費用負担は、前項のとおりとする。

7　本契約終了後１年以内に、本病院施設等の状況が本契約に定める水準を満たしていないことが判明した場合、本契約に定める水準を満たさない状態となった場合、または不具合が発見された場合で、それが本契約に基づいて乙が行った業務（不作為を含む）に起因するときは、乙は、その責任及び費用において、当該水準に達するまで本病院施設等の修繕をしなければならない。ただし、本契約終了の原因が、第 96 条に基づく場合の修繕費用の負担は、第 5 項のとおりとする。

第１１章　ＰＰＰ会議、ＣＳ会議、経営会議及び院内委員会

（ＰＰＰ会議、ＣＳ会議）

第９９条 甲と乙は、本事業の遂行のための協議機関として、要求水準書及び応募者提案等に基づいて、甲と乙が別途協議し、甲が決定するところに従い、ＰＰＰ会議（別表［定義］49）、ＣＳ会議（別表［定義］45）を設置する。

2　業務の確実な実行や改善の確認の場としてＰＰＰ会議を設けるものとする。ＰＰＰ会議は、甲と乙が共同で設置するものとする。

3　患者サービス向上のための具体的方策について、甲と乙が検討する協議機関として、ＣＳ会議を設けるものとする。ＣＳ会議の設置、運営は乙が行うものとする。

（経営会議）

第１００条 乙は、本病院に設置される経営会議（別表［定義］16）に対して、第20条に示す経営コンサルテーション業務の一環として、各種の情報提供、資料提供若しくは提言等を行わなければならない。

（院内委員会への協力）

第１０１条 乙は、甲の求めに応じて、本病院に設置される各種の院内委員会に対して、情報提供、資料提供若しくは提言等を行う等により、院内委員会の運営に最大限協力するものとする。

第１２章　表明及び保証等

（事実の表明及び保証）

第１０２条 乙は、甲に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。なお、以下の事実は例示事由であり、本契約において乙が保証すべき事項がこれに限られるものではない。

（１）乙が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、その本店所在地を神戸市内とし、乙の定款に乙が発行する株式はすべて会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式とするための規定が設けられており、かつ、本契約を締結し、また本契約の規定に基づく義務を履行する完全な権利、能力を有していること。

（２）乙が本契約を締結し、これを履行することにつき、法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授権その他一切の手続を履践していること。

（３）本契約が、乙の代表者又は代表者から有効な委任を受けた代理人によって締結されたこと。

（４）本契約は、適法、有効かつ拘束力ある乙の債務を構成し、本契約の規定に従い強制執行可能な乙の義務が生じること。

（５）本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、乙に対して適用される全ての法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則に違反せず、乙が当事者であり又は乙が拘束される契約その他の書面に違反せず、また乙に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと。

（６）乙の定款記載の目的が、本事業の遂行に限定されていること。

（７）本事業に関連する債務を除き、本契約締結日現在、乙が、いかなる債務（偶発債務を含むが、これに限定されない。また、その履行期の到来如何は問わない。ただし、適用法令に従い、乙に対し賦課される公租公課は除くものとする。）も負担していないこと。

（８）乙が、破産又は民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始その他の法的倒産手続開始の申立てをしておらず又は、第三者によるかかる手続の申立てもなされていないこと。

（９）乙が、支払不能、支払停止又は債務超過の状態になく、かつ、本事業を行うことによって支払不能又は債務超過の状態に陥るおそれがないこと。

（１０）乙が、公租公課を滞納していないこと。

（１１）乙が、その所有する財産に担保権を設定し、又はこれらを担保に供することに合意していないこと。ただし、甲が書面により承諾したものはこの限りでない。

（１２）債務不履行事由を構成する事実又は時の経過若しくは通知により債務不履行事由を惹起せしめる事実はいずれも存在せず、また、乙の知る限り、本事業の遂行に関し、重大な悪影響を与える事実若しくは将来与える事実は存在しないこと。

（１３）乙による本事業の遂行に必要であって、本契約の締結に先立ち乙が取得し、又は、届け出るべき一切の許認可等が適法に取得され、届出が適法に完了し、法的手続が適法に履践され、かつ、かかる許認可等、手続が有効であり、また将来取り消されるおそれがないこと。

（１４）本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼすこととなる訴訟又は行政手続が、裁判所又は政府機関において提起又は開始されておらず、また、乙の知る限りそのおそれもないこと。

（１５）本契約に関し、乙が甲に対して提供した一切の情報が、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確なものであること。現在甲に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、乙を本事業の実施者とすることを検討している者の決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を乙が認知していないこと。

2　甲は、乙に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

（1）甲が本契約を締結し、これを履行することにつき、法令及び内部規則上要求されている授権その他一切の手続を履践していること。

（2）本契約は、適法、有効かつ拘束力ある甲の債務を構成し、本契約の規定に従い強制執行可能な甲の義務が生じること。

（3）本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、甲に対して適用される全ての法令及び内部規則に違反せず、甲が当事者であり又は甲が拘束される契約その他の書面に違反せず、また甲に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと。

（4）甲による本契約上の債務不履行を構成する事実又は時の経過若しくは通知により債務不履行事由を惹起せしめる事実はいずれも存在せず、また、甲の知る限り、本事業の遂行に関し、重大な悪影響を与える事実若しくは将来与える事実は存在しないこと。

（5）平成18年9月11日に開催された市議会において、本契約を締結するために必要な債務負担行為の議決がなされたこと。

（6）本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼすこととなる訴訟又は行政手続が、裁判所又は政府機関において提起又は開始されておらず、また、甲の知る限り、そのおそれもないこと。

（7）本契約に関し、甲が乙に対して提供した一切の情報が、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確なものであること。現在乙に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、乙の本事業に関する決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を甲が認知していないこと。

（8）本件土地の境界については、隣接する土地の所有者又は占有者との間において、訴訟、調停、仲裁その他の法的手続又は紛争解決手続は一切存在せず、隣地の所有

者又は占有者から、境界につき、何らのクレーム、異議、不服又は苦情の申入れはなく又は、かかる申入れのおそれは存在しないこと。本件土地に対する隣接地及びその建物又は構造物による不法な侵害は存在しないこと。

（遵守事項等）

第１０３条 乙は、事業期間中、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

（１）乙が、会社法に基づき有効に存続する株式会社であり、その本店所在地を神戸市内とし、乙が既に発行し、または発行する株式が、すべて会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式である状態を維持し、また本契約の規定に基づき義務を履行する完全な権利、能力を有している状態を維持すること。

（２）乙が本契約に基づき行うことのある意思表示及び通知につき、法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授権その他一切の手続を履践すること。

（３）本契約に基づき行うことのある意思表示及び通知につき、乙の代表者又は代表者から有効な委任を受けた代理人によって、これを行うこと。

（４）乙が、支払不能、支払停止又は債務超過でない状態を維持すること。

（５）甲から指名停止の処分を受けている法人等と委託契約、請負契約その他の契約を締結しないこと。

（６）本契約に関し、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確な情報を甲に対して提供すること。

（７）下記書類その他甲が指定した書類等を作成又は締結後速やかに甲に提出し、報告を行うこと。ただし、アの書類は、本契約に定められた日までに甲に提出しなければならない。

ア　報告、通知、届出、各種計画書（別表［定義］9）、年次報告書、その他本契約に基づき乙が提出すべき書類。

イ　本事業の遂行に関し、協力法人、第2条第4項の協力法人からの再委託先又は再請負人から乙が受領した一切の重要な情報又は資料（各業務にかかる日報、週報及び月報の写しを含む。）。

ウ　業務の進捗状況等本事業又は乙に関する情報であって、随時甲が合理的に請求する書類又は資料。

（８）甲に対し、次に掲げる事実を知った後直ちにこれを通知すること。

ア　債務不履行事由、その他乙による本契約違反。

イ　乙と協力法人との間の契約違反又は協力法人と再委託者、再請負人との間の重大な契約違反。

ウ　乙が当事者となっているその他の契約における乙の重大な契約違反。

エ　来院者又は患者から病院、乙若しくは協力法人等（再委託者又は再請負人を含

む。）　又はこれらの職員に関し、要望、苦情等を受けたこと。

オ　乙の商号、住所、代表者、役員、届出印鑑その他甲に届け出た事項についての変更。

カ　乙に対する訴訟若しくは行政手続の提起若しくは係属、又はそのおそれのある事実。

キ　協力法人、第2条第4項の協力法人からの再委託者又は再請負人に対する甲による業務停止又は指名停止の事実

ク　本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす法令変更。

ケ　その他乙又は本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす事実。

コ　時の経過______により、上記アからケのいずれかに該当する事実又はそのおそれのある事実の発生。

（９）応募者提案等の記載及び本契約締結前後を問わず甲と乙との間でなした書面による合意に従いその義務を履行し、かつ、これに基づく権利を適宜行使すること及び善管注意義務をもって本事業を遂行し、本事業の遂行に必要な資産を維持管理すること。

（１０）応募者提案等に記載された一切の内容及び本契約締結後を問わず、甲と乙との間でなした書面による合意の一切を遵守し、履行すること。

（１１）随時、適切な協力法人、第2条第4項の協力法人からの再委託者又は再請負人との間で、本事業の遂行に必要な諸契約を有効に維持し、必要に応じて、かかる契約を更新、変更又は解除すること。

（１２）本事業を遂行するために必要な法的手続を履践し、許認可等を取得又は完了し、本事業の期間中その効力を維持し、必要な場合には適宜これを変更又は更新すること。

（１３）本契約に従い、各種保険契約を締結し、維持すること又は、協力法人、第2条第4項の協力法人からの再委託者又は再請負人をして各種保険契約を締結せしめ、維持せしめること。

（１４）適用法令をすべて遵守すること。

（１５）乙に課される公租公課を納付期限までに支払うこと。

（１６）補助金その他の財政上、金融上の支援の申請に関し、甲に協力すること。

（１７）取締役その他の役員を変更した場合には、甲に通知を行うこと。

（１８）業務担当者及び各業務の責任者を変更する場合、甲に対し、必要な通知又は承認申請を行うこと。

（１９）第3項又は第4項の規定に従い通知を行い又は、株主をして行わせ、かつ新たに株主となった者から別紙12の様式の誓約書を提出せしめること。

（２０）出席を求められた役職員をして、ＰＰＰ会議、ＣＳ会議、経営会議、その他甲の指示する会議に出席せしめること。

2　乙は、事業期間中、以下の各号に掲げる行為を行わないものとする。ただし、甲が別途書面により承諾した場合にはこの限りではない。

（１）本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある第三者との合併又は業務提携。

（２）本契約上の地位及び権利義務の譲渡又はこれらに対する担保権設定その他の方法による処分。

（３）本病院施設等の出来形の全部又は一部の譲渡、担保権設定その他の方法による処分。

（４）定款記載の目的の範囲外の行為を行うこと又は本事業以外の事業の遂行。

（５）定款記載の目的の変更。

（６）破産又は民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始その他の法的倒産手続開始の申立て。

3　乙は、株式又は新株予約権を発行しようとするときは、甲に対し、事前に書面によりその旨の通知を行う。

4　乙は、事業期間開始時の株主及び事業期間開始後新たに乙の株主となった者から、別紙[12]の様式の誓約書を速やかに徴求し、甲に提出する。

5　甲は、事業期間中、次の各号に掲げる事項を遵守することを確認する。

（１）甲が本契約に基づき行うことのある意思表示及び通知につき、法令及び内部規則上要求されている授権その他一切の手続を履践すること。

（２）本契約上の甲の債務を履行するために必要な一切の措置を講じること。

（３）本契約に関し、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確な情報を乙に対して提供すること。

（４）本契約締結日現在乙に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、乙の本事業に関する決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を甲が認知した場合には、直ちに乙に通知すること。

（５）本件土地の境界について、隣接する土地の所有者若しくは占有者との間における、訴訟、調停、仲裁その他の法的手続若しくは紛争解決手続、隣地の所有者若しくは占有者からのクレーム、異議、不服若しくは苦情の申入れ又は、本件土地に対する隣接地及びその建物若しくは構造物による不法な侵害を認識した場合には、直ちに乙に通知すること。

（６）乙が本件土地を本事業に使用するために必要な事務を行うこと。

（７）本契約締結後10日以内に、乙に対し、本契約締結のための債務負担行為の議決を証する書面を提出すること。

（８）医療法（昭和27年法律第205号）第7条第1項に基づく開院許可の申請を行った場合、乙に対し、かかる申請を証する書面を速やかに提出すること。

（９）乙に対し、本事業又は甲に関する情報で、随時乙が合理的に請求する書類又は資

料を提出し、報告を行うこと。

（１０）乙に対し、次に掲げる事実を知った後直ちにこれを通知すること。

ア　債務不履行事由。

イ　第102条第2項に規定する表明及び保証にかかる不実が判明したこと。

ウ　その他甲による本契約違反。

エ　本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす法令変更。

オ　時の経過又は通知により、上記アからウに該当する事実又はそのおそれのある事実の発生。

第１３章　その他

（公租公課）

第１０４条　本契約に関連して生じる公租公課は、サービス対価にかかる消費税及び地方消費税を除き、全て乙の負担とする。

（遅延損害金）

第１０５条　甲が本契約に基づいて履行すべきサービス対価その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額を乙に対し遅延損害金として支払う。

２　乙が本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合には、遅延した支払額について、神戸市契約規則第33条第1項に定める割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第１０６条　甲及び乙は、相手方が本契約上の義務に違反した場合は、本契約に定めのある場合のほか、当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。

２　前項のほか、乙が故意又は過失により、甲が本件病院につき実施する経営、診療等の業務に関して損害が生じた場合で、かかる損害と乙の行為（不作為を含む）との間に相当因果関係が認められるときは、甲は、乙に対し、当該損害の賠償を請求することができる。

３　甲が乙に対し第1項の損害賠償を行う場合の支払時期は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条の規定に従う。

（保険契約）

第１０７条　乙は、乙の費用負担の下に、損害保険会社等との間で、甲の承諾する別紙［11］の1及び2に記載する内容の保険契約を締結し、別紙［11］の1及び2に定める呈示期限に従って、甲に対し当該保険証券を呈示するとともに、真正証明文言を付した当該保険証券の写しを交付するものとする。

2　乙は、別紙［11］の１及び２に各々定める保険期間中、前項の保険契約を維持しなければならない。

3　甲は、乙が第１項の保険契約の一部又は全部を締結しないときは、自ら保険契約を締結することができる。この場合、甲は乙に対し、当該損害保険の保険料及び同保険契約締結に要した費用の全部を請求することができる。

4　保険金の請求は、第１項の場合は乙、前項の場合は甲が行うものとし、甲及び乙は、互いに保険金請求を行う相手方に協力するものとする。

（著作権等）

第１０８条　甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、乙から本事業______に関して甲に提出される書類等のうち、乙のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権は、乙に属することを認める。

2　甲は、本事業の遂行の目的で使用する場合に限り、前項の乙の著作権の対象となる書類等の内容を無償で使用できるものとするが、第三者にこれを使用させ、又は公開する場合には、乙の承諾を得なければならないものとする。ただし、本事業に関して市民、議会等への報告等のために必要とする場合には、前項の乙の著作権の対象となる書類等の内容の全部又は一部を乙の許可を要することなく使用、公表できるものとする。なお、神戸市情報公開条例に基づき、請求を受けた場合には、第 115 条第 2 項の規定に従うものとする。

3　乙は、甲から本事業の推進に関して乙に提出される書類等のうち、甲のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権は甲に属することを認める。

4　乙は、本事業の遂行の目的で使用する場合に限り、前項の甲の著作権となる書類等の内容を無償で使用できるものとするが、第三者にこれを使用させ又は公開する場合には、甲の承諾を得なければならないものとする。

5　甲及び乙は、本事業の推進に関して共同して作成した書類等のうち、著作権の対象となるものについて、第三者にこれを使用させ又は公開する場合には、相互に相手方の承諾を得なければならない。

6　甲及び乙は本契約の効力消滅後においても第1項から前項の規定に従うものとする。

（特許権等）

第１０９条　乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保

護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、当該第三者から承諾を得た上でこれを使用するものとし、第三者との間で当該第三者の権利に関する紛争が生じた場合には、乙において、甲が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応するものとする。

2　前項の紛争により、甲が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、乙が自らの責任及び費用において、甲に代わりこれを履行するものとする。

（資金調達）

第１１０条 乙は、本事業に関する資金調達を全て自己の責任において行う。

2 甲は、本事業に関して、乙に対して補助、出資、債務保証その他の財務上又は金融上の支援を行わない。

3 甲及び乙は、本事業に関して、国の補助金、日本政策投資銀行の低利融資その他の財政上又は金融上の支援が受けられる可能性があるときは、その対応につき、協議その他の協力を行う。

（契約上の地位の譲渡）

第１１１条 乙は、甲の事前の承諾がある場合を除き、本契約上の地位又は権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

（事業契約締結後の本病院の組織・運営形態の変更等）

第１１２条 本契約締結後、本病院が、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条2項に基づき地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定が全部適用され、又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づく地方独立行政法人となるなど、本病院の組織又は運営形態の変更がなされる場合、乙は、かかる組織又は運営形態の変更に伴って必要となる協力を行うものとする。なお、乙が甲に協力するために必要となる費用は乙の負担とする。

2　本契約締結後、本病院が地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人となった場合、地方独立行政法人法第66条第１項の規定に従い、甲の本契約上の地位（権利及び義務を含む）は、甲が定める範囲で、当該地方独立行政法人（以下、本条において「本件独立行政法人」という。）の成立の時において、本件独立行政法人が承継する。

3　甲は、本件独立行政法人により本事業の履行が確実になされるよう、本件独立行政法人が策定し、甲が認可する中期計画等において、本事業を位置づけさせ、本契約上の義務が履行されるよう計画させるものとする。

4　第２項の地位承継に伴い、本契約に基づく甲の乙に対する債務は、甲が定める範囲で、本件独立行政法人に免責的に承継される。ただし、本病院施設等の施設設計・建設業務にかかる債務及び医療情報システム構築業務にかかる債務については、甲が引き続

き負担し、本件独立行政法人は、これを承継しない。

５　乙は、本契約により、第 2 項の甲から本件独立行政法人への地位の承継を予め承諾し、地方独立行政法人法第 66 条第 3 項の異議を述べない。

（検査、監査及び調査等への協力）

第１１３条　乙は、国、県及びその他の第三者から甲が受ける、若しくは甲が自ら実施する、一切の検査、監査、調査、議会への報告及び議会による調査、その他法令に基づく検査、調査又は報告等に協力する義務を負う。

（融資機関との協議）

第１１４条　甲は、乙からの要請があった場合には、融資機関との間において、甲が本契約に基づき乙に損害賠償を請求し若しくは本契約を終了させる際の融資機関への事前通知又は協議に関する事項につき協議し定めるものとする。

（秘密保持･個人情報保護等）

第１１５条　甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩し、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（１）公知である場合

（２）本契約締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合

（３）被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合

（４）裁判所により開示が命ぜられた場合

（５）甲が神戸市情報公開条例に基づき開示を求められた場合

（６）当事者の弁護士その他本事業にかかるアドバイザー、出資者（別表［定義］28）及び協力法人に守秘義務を課して開示する場合

（７）乙が本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合

（８）その他法令に基づき開示する場合

2　甲が、前項第５号の規定に基づき、請求を受けた場合で、甲において当該請求の内容が、同条例第10条及び第11条の非公開とされるべき情報にあたると思慮するときは、甲は乙に対して、その旨を通知するものとし、乙は甲に対して非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に甲に示し、甲に協議を求めることができるものとする。

3　乙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲が貸与するデータ及び帳票資料等に記載された個人情報（別表［定義］18）並びに当該情報から乙が作成した個人情報（以下、本条において、これらを総称して「個人情報」という。）を、個人情報の保護

に関する法律（平成15年法律第57号）及び神戸市個人情報保護条例（平成9年条例40号）を遵守して取扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うものとする。

4　前項に定めるほか、乙は、本事業に関する個人情報の保護に関する事項につき、甲の指示に従うものとする。

5　乙は、乙の役員、従業員、乙の代理人及びコンサルタント、出資者、又は本事業に関連して乙に資金を提供している金融機関に対し、第1項及び第3項の守秘義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。

6　乙は、委託契約又は請負契約において協力法人に第1項、第3項及び第4項に定める乙の義務と同様の義務を課すとともに、協力法人をして、協力法人からの再委託者、再請負人にも委託契約又は請負契約において同様の義務を課させるものとし、協力法人、再委託者、再請負人をして、甲に対し当該義務を負う旨の別紙[14]の様式の誓約書を差し入れさせる。

7　本条に定める乙の義務は、本契約終了後も存続する。また、乙の役員、従業員、乙の代理人及びコンサルタント、出資者、又は本事業に関連して乙に資金を提供している金融機関などがその地位を失った場合であっても、乙は、これらの者に対する守秘義務の遵守義務を免れない。

第１４章　雑則

（通知）

第１１６条　本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、勧告、指導、催告、異議及び要求等は、相手方に対する書面をもって行い、以下に記載された当事者の名称、住所宛になされるものとする。ただし、他の方法によることにつき、甲と乙で合意した場合を除く。

甲：　神戸市

乙：　[本店所在地]
[商号]

2　乙がその名称又は住所を変更した場合は甲に対して、甲がその名称又は住所を変更した場合は乙に対して、各々その変更内容を通知しなければならない。

3　甲及び乙は、前項に定める通知を行わない場合には、その不到達をもって相手方に対抗することができないものとする。

（見学者対応等）

第１１７条　乙は、事業期間中に見学者が来院したときは、甲の合理的な要請に従い、見学者の見学に協力するものとする。

（協議事項）

第１１８条　本契約、入札説明書等若しくは応募者提案等に規定された手続の詳細若しくは解釈について疑義が生じた事項又は本契約、入札説明書等若しくは応募者提案等に規定のない事項については、甲及び乙は、ＰＰＰ会議において誠実に協議の上、これを定めるものとする。

２　前項の協議において甲と乙が合意に至らないときは、甲がその詳細等を定めるものとする。

（準拠法等）

第１１９条　本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

２　本契約の履行に関して甲及び乙の間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

３　本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とする。

４　本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

５　本契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び会社法（平成17年法律第86号）が規定するところによるものとする。

（管轄裁判所）

第１２０条　本契約に関する紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

別紙[１] [事業計画敷地位置図]

本契約締結時に、本件土地の所在を示す図面を添付する予定である。

別紙[２] [日程表]

本事業における事業日程は、以下のとおりとし、詳細は乙の提案を踏まえて、甲と乙で協議し、甲が決定する。

設計開始日	本契約締結後、甲乙協議の上、甲が定める。
工事開始日	平成●年●月●日
施設の引渡し日	本契約締結後、甲乙協議の上、甲が定める。
開院日	本契約締結後、甲乙協議の上、甲が定める。
事業の終了日	平成 53 年 3 月 31 日

別紙［３］［設計業務及び建設業務による成果物］

設計業務及び建設業務による成果物は概ね以下のとおりとし、図書及び電子データ等により提出するものとする。なお、詳細の内容、電子データの形式及び最終部数等については、本契約締結後に、甲と乙で協議し、甲が決定する。

１　基本設計図書等の成果物の内容

№	成果物		予定部数
1	昭和54年建設省告示第1206号別表記載の成果図書（医療ガス設備等の病院特有の設備はこれに準じる）	原図	1
		縮小原図	1
		製本	1
		縮小製本	3
2	申請、届出書類、またはその写し		必要部数
3	工程計画書		3
4	防災計画書		3
5	ペデストリアンデッキ計画書		3
6	先端医療センターとの連絡通路計画書		3
7	外構計画図		3
8	サイン計画書・アート計画書		3
9	備品調達計画書		3
10	総合プロット図（病室、手術室等医療上主要な諸室については展開図、天井伏図も必要。）		3
11	設備計画書		3
12	省エネ計画書（ＣＡＳＢＥＥ評価シート含む）		3
13	長期修繕計画書（案）		3
14	各種技術資料		3
15	パース（Ａ２版着色）		外観２枚程度 内観20枚程度
16	模型（縮尺１／３００、紙製、アクリルケース入り、周辺施設含む）		1
17	工事内訳概算書		3
18	設計経過説明書（市、病院、関係部署等との打合記録等）		3
19	施設紹介用一般図（パンフレット等）		必要部数
20	その他基本設計に必要と思われるもの		必要部数

２　実施設計図書等の成果物の内容

№	成果物		予定部数
1	昭和54年建設省告示第1206号別表記載の成果図書（医療ガス設備等の病院特有の設備はこれに準じる）	原図	1
		縮小原図	1
		製本	3
		縮小製本	5
2	申請、届出書類、またはその写し		必要部数
3	工事工程表		3
4	防災計画書		3
5	ペデストリアンデッキ設計書		3
6	外構設計図		3
7	サイン設計図・アート設計図		3
8	備品調達計画書		3
9	総合プロット図（病室、手術室等医療上主要な諸室については展開図、天井伏図も必要。）		3
10	設備計画書		3
11	設備運用書（災害時の運用、ＢＥＭＳ運用等）		3
12	省エネ設計書（ＣＡＳＢＥＥ評価シート含む）		3
13	長期修繕計画書（案）		3
14	各種技術資料		3
15	パース（Ａ２版着色） （基本設計時から修正したものを含む）		外観５枚程度 内観20枚程度
16	模型（縮尺１／３００、アクリル製、アクリルケース入り、周辺施設含む）		1
17	工事内訳明細書（実施設計終了時点、工事完了時点）		3
18	数量積算書（実施設計終了時点、工事完了時点）		3
19	設計経過説明書（市、病院、関係部署等との打合記録等）		3
20	施設紹介用一般図（パンフレット等）		必要部数
21	その他実施設計に必要と思われるもの		必要部数

3　竣工図書等の成果物の内容

№	成果物		予定部数
1	完成図（附近見取り図、配置図、平面図、立面図、断面図、詳細図、総合プロット図、系統図、計画書、技術資料等）	原図	1
		縮小原図	1
		製本	3
		縮小製本	3
2	試験成績書、証明書等		3

3	検査記録等	3
4	申請、届出書類、またはその写し	3
5	完成物品引渡書	3
6	長期修繕計画書	3
7	保全に関する説明書（取扱説明書等）	3
8	実施工程表	3
9	工事記録写真	3
10	完成写真	3
11	パース（Ａ２版着色）	実施設計時から修正したもの
12	模型（実施設計完了時点のものを改良）	1
13	建設経過説明書（市、病院、関係部署等との打合記録等）	3
14	施設紹介用一般図（パンフレット等） （建設中間時、工事完了時）	必要部数
15	施設紹介（ＤＶＤ等）、施設建設の記録（ＤＶＤ等）	必要部数
16	市への施設研修用資料	必要部数
17	その他建設業務に必要と思われるもの	必要部数

別紙[４] [運営モニタリングの方法]

運営モニタリングの方法の骨子は、以下のとおりとし、詳細は乙の提案を踏まえて、本契約締結後に、甲と乙で協議し、甲が決定する。

1　実施対象業務

運営モニタリングの実施対象は、以下に示す業務とする。

対　象　業　務	
（１）統括マネジメント業務	
（２）施設維持管理業務	ア　施設メンテナンス業務 イ　警備業務 ウ　清掃業務
（３）医療情報システム構築・運営業務	ア　医療情報システム運営・保守業務
（４）物流管理運営業務	
（５）顧客サービス業務	ア　総合案内業務 イ　電話交換業務 ウ　市民健康ライブラリー運営業務 エ　利便施設運営業務
（６）医療関連サービス業務	ア　検体検査業務 イ　食事の提供業務（患者給食） ウ　滅菌消毒業務 エ　洗濯業務 オ　医療機器保守点検業務 カ　医療関連事務業務 キ　メディカル・アシスタント業務
（７）移行支援業務	ア　医療機器調査・調達支援業務 イ　什器備品調査・調達支援業務 ウ　開院前リハーサル支援業務 エ　引越し支援業務

2　計画書の作成

甲は、本契約書類等及び業務計画書等を踏まえて、業務毎に、以下に示す項目を含むモニタリング実施計画書を各業務の維持管理・運営開始までの期間に策定する。

なお、甲は、都度のモニタリング結果を踏まえてモニタリング実施計画書を改定することができる。甲がモニタリング実施計画書の改定を行うに際しては、乙の意見を聴取するものとする。

【モニタリングに含む項目】
（１）モニタリングの考え方
（２）モニタリングの基準（具体的な定性指標及び定量指標）
（３）モニタリングの実施に関する詳細事項

3　運営モニタリングの種類及び方法

種　類	方　法
日常モニタリング	・甲は、乙が作成する日報を閲覧し、又は提出を求めて検討するほか、モニタリング実施計画書で定める方法により日常的に各業務の実施状況を確認、評価する。
定期モニタリング	・甲は、乙が作成する月報を閲覧し、又は提出を求めて検討するほか、モニタリング実施計画書で定める方法により定期的に各業務の実施状況を確認、評価する。
随時モニタリング	・甲は、必要に応じて、施設巡回、業務監視、乙に対する説明の要求、立会い等の請求及び市場動向調査を行い、各業務の実施状況を随時確認、評価する。
第三者によるモニタリング	・甲は第三者によるモニタリングとして、医療機能評価、ＩＳＯ等の外部評価や認証を取得又は継続することを想定しており、乙が実施する業務に関係する範囲で、当該評価結果や認証を基に、各業務の実施状況を確認、評価する。
財務モニタリング	・甲は乙の決算期毎に、乙の経営の安全性について、第 76 条の規定に基づいて提出された公認会計士（又は監査法人）の監査済財務書類をもとに財務状況を確認、評価する。

別紙[５]　［モニタリング等による改善手続］

モニタリング等による改善手続の骨子は、以下のとおりとし、詳細は乙の提案を踏まえて、本契約締結後に、甲と乙で協議し、甲が決定する。

１　業務方法の変更手続

（１）甲の請求による場合の業務方法の変更手続

ア　甲は、第77条第1項の規定により、業務方法を変更することが必要と判断するときは、乙に対し、下記事項を記載した書面により、随時業務方法の変更を求めることができる。

(ｱ) 対象業務
(ｲ) 変更内容
(ｳ) 変更開始希望日
(ｴ) 変更後のサービス対価を変更する意思の有無
(ｵ) 業務方法の変更を求める理由
(ｶ) その他必要な事項

イ　甲は、乙が協議を求めた場合には、これに応じなければならない。

ウ　イの協議の結果、協議が調わない場合には、甲が業務方法の変更の要否、方法等を決定する。

エ　アからウの手続により、業務方法の変更を行った場合には、乙は甲に対して、５に定める変更届出書を提出するものとする。

（２）乙の請求による場合の業務方法の変更手続

ア　乙は、第77条第2項の規定により、業務方法を変更することが必要であると判断するときは、当該業務方法の変更予定日の[3]か月前までに、下記の事項を甲に通知する。

(ｱ) 対象業務、変更予定日及び移行方法
(ｲ) 変更を要する理由
(ｳ) 業務方法の変更にかかる許認可等の要否
(ｴ) 業務方法の変更により許認可等を要する場合は当該許認可等の有無又は取得見込み
(ｵ) 業務方法の変更により本病院に与える影響
(ｶ) 業務方法の変更によるサービス対価の変更の希望の有無並びに希望がある場合はその理由及び見積り
(ｷ) モニタリング実施計画書の変更を要するときは変更案
(ｸ) その他甲が定める事項

イ　乙は、甲が協議を求めた場合には、これに応じなければならない。

ウ　イの協議の結果、協議が調わない場合には、甲が業務方法の変更の要否、方法等を決定する。

エ　アからウの手続により、業務方法の変更を行った場合には、乙は甲に対して、５に定める変更届出書を提出するものとする。

2　甲による業務水準又は業務範囲の変更手続

（１）甲による業務水準又は業務範囲の変更請求

甲は、本契約に定める乙の業務について、第78条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、乙に、業務水準又は業務範囲の変更を求めることができる。

ア　変更要求内容

イ　変更開始希望日

変更開始希望日は、甲が乙に対し業務水準又は業務範囲の変更請求について意思表示を行った日から少なくとも[1]か月を経過した後の日を記載することを要する。ただし、この期間は甲と乙の合意により延長することができる。

ウ　サービス対価の変更の意思の有無及び変更の意思がある場合は見込み額

エ　変更を要求する理由

オ　その他必要事項

（２）甲と乙による協議

甲は、乙が、下記の事項を記載した対案を提示した上で業務水準又は業務範囲の変更協議を求めた場合には、これに応じなければならない。この場合、本協議は、甲が提示した変更開始希望日までに終了するものとする。ただし、この期間は甲と乙の合意により延長することができる。

ア　変更への移行方法

イ　変更にかかる乙の増加費用及び減少可能な費用

ウ　取得又は変更しなければならない許認可及び当該許認可の取得見込日

エ　変更の結果必要となるモニタリング実施計画書並びに本契約書類等及び業務計画書等の変更案

オ　変更により本病院の利用不能又は不便を招来するか否か

カ　変更によりライフサイクルコストに与える影響

キ　協力法人等の変更の見込み

ク　その他甲が定める事項

（３）甲による業務方法の変更の要否、方法の決定

（２）の協議の結果、協議が調わない場合には、甲が業務方法の変更の要否、方法を決定する。

（4）変更届出書の提出

（1）から（3）の手続により、業務方法の変更を行った場合には、乙は甲に対して、５に定める変更届出書を提出するものとする。

（5）乙による変更の拒否

乙は、業務の変更が下記に掲げる事由のいずれかに該当する場合に限り、業務水準又は業務範囲の変更を拒否することができる。

ア　人の生命身体に重大な悪影響を及ぼすとき

イ　法令に違反するとき

ウ　乙又は協力法人等の許認可の取消原因となるとき

エ　乙又は協力法人等が合理的に判断して取得不能な許認可の取得が必要となるとき

オ　変更対象業務以外の業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすとき

カ　変更が実施された場合に本病院の根本的な部分の変化を招来するとき

キ　乙の経営に重大な悪影響を及ぼすとき

ク　（1）の書面に記載された変更開始希望日までに乙が変更後の業務を開始することが不能と合理的に判断されるとき

（6）契約の解除の協議

（5）の規定により、乙が拒否した場合、甲は、契約の解除日の[3]か月前までにその旨及び理由を記載した書面をもって乙に通知することにより、当該業務に関する本契約の一部解除を行うことができる。ただし、乙は、解除日までの間、当該業務を遂行するものとし、甲は、乙がかかる業務を遂行することを条件として、解除日までのサービス対価を支払うものとする。

3　乙による業務水準又は業務範囲の変更提案手続

（1）乙による業務水準又は業務範囲の変更提案

乙は、第78条第2項の規定に従い、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、業務水準又は業務範囲の変更を提案することができる。

ア　変更提案内容

イ　変更開始希望日

変更開始希望日は、乙が甲に対し業務水準又は業務範囲の変更請求について意思表示を行った日から少なくとも[1]か月を経過した後の日を記載することを要する。ただし、この期間は甲と乙の合意により延長することができる。

ウ　サービス対価の変更の意思の有無及び変更の意思がある場合は見込み額

エ　変更を要求する理由

オ　その他必要事項

カ　変更への移行方法

キ　変更に係る乙の増加費用及び減少可能な費用

ク　取得又は変更しなければならない許認可及び当該許認可の取得見込日

ケ　変更の結果必要となるモニタリング実施計画書並びに本契約書類等及び業務計画書等の変更案

コ　変更により本病院の利用不能又は不便を招来するか否か

サ　変更によりライフサイクルコストに与える影響

シ　協力法人等の変更の見込み

ス　その他甲が定める事項

（２）甲による業務水準又は業務範囲の変更の要否、内容等の決定

甲は、乙の提案を踏まえて、必要に応じて乙と協議を行った上で、業務水準又は業務範囲の変更の要否、内容等を決定する。なお、業務水準又は業務範囲の変更の要否、内容等の決定は、乙が提示した変更開始希望日までに行うものとする。ただし、この期限は甲と乙の合意により延長することができる。

（３）変更届出書の提出

（１）及び（２）の手続により、業務水準又は業務範囲の変更を行った場合には、乙は甲に対して、５に定める変更届出書を提出するものとする。

4　甲による協力法人の変更請求手続き

（１）協力法人の変更請求

甲が、第79条第1項の規定に基づき、乙に対して、書面により、協力法人の変更を希望する旨の請求を行った場合、甲と乙は、協力法人の変更の必要性について協議する。

（２）協力法人の変更

（１）の協議に基づき、協力法人の変更について甲と乙が合意した場合、乙は第9条第3項の規定に従い、新たな協力法人を選定するものとし、これに伴い、業務方法の変更、業務水準又は業務範囲の変更を行う場合には、第77条及び第78条の規定に従うものとする。

（３）甲による契約の一部解除

（１）の協議の結果、乙が協力法人の変更を拒否した場合には、甲は、契約の解除日の[3]ヶ月前までに、その旨及び理由を記載した書面をもって乙に通知することにより、当該業務に関する本契約の一部解除を行うことができる。乙は、解除日までの間、当該業務を遂行することを要し、甲は、乙がかかる業務を遂行することを条件として、解除日までのサービス対価を支払うものとする。

5　変更届出書の提出

第77条から第79条の規定により業務方法、業務水準及び業務範囲若しくは協力法人を

変更する場合は、乙は、変更予定日から［1］か月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した変更届出書を甲に提出しなければならない。なお、変更に際して許認可等を要するときは、当該許認可等を受けたことを証する書面の写しを添付しなければならない。

（１）変更日

（２）変更後の協力法人（協力法人の変更を行った場合）

（３）変更後の業務方法、業務水準又は業務範囲（変更後の業務計画書等を添付）

（４）変更後のサービス対価

（５）その他甲が定める事項及び特記事項

別紙[６] [モニタリングに基づく是正手続、及びサービス対価の支払留保又は減額手続等]

モニタリングに基づく是正手続、及びサービス対価の支払留保又は減額手続等の骨子は、以下のとおりとし、詳細は乙の提案を踏まえて、本契約締結後に、甲と乙で協議し、甲が決定する。

１　モニタリングに基づく是正手続

（１）業務是正勧告

甲は、第75条に規定するモニタリングの結果、本契約で定める乙の業務の状況が、業務水準を逸脱していると甲が判断した場合、甲は、乙に対して業務是正勧告を行うことができる。

（２）業務是正計画書

この場合において、乙は、直ちに業務是正計画書を作成し、甲に提出するものとし、甲は、乙から提出された業務是正計画書を確認・評価し、業務の是正が可能であると認めた場合には、これを承諾する。

（３）業務の是正

乙は、前項に基づき、業務是正計画書につき、甲の承諾を得た場合には、当該計画に従い、是正期限までに業務の是正を行い、その内容と結果を書面により甲に報告するものとする。

（４）随時モニタリングの実施

甲は、業務是正勧告を行った業務に対して、随時モニタリングを実施し、業務水準が達成されたことを確認する。

（５）業務是正命令

乙が、以下に掲げる場合に該当した場合、甲は、乙に対し、業務是正命令を行うことができる。

ア　乙が直ちに業務是正計画書を提出しない場合

イ　業務是正勧告で示した是正期限までに、業務の是正がなされず、業務水準が達成されていることを確認できない場合

（６）甲による確認

乙は、甲から業務是正命令を受けた場合には、（１）から（４）に定める手順により、業務の是正を行い、甲の確認を得るものとする。

（７）是正がなされない場合の措置

甲は、業務是正命令にもかかわらず、是正期限の経過後、（５）ア及びイに該当すると認めた場合には、２から４の定めに従い、サービス対価の支払い留保又は減額、協力法人の変更請求、本契約の全部又は一部の解除を行うことができる。

（８）業務の未達成の状況が法令の違反又は医療の提供若しくは本病院の運営に当たり、重大又は深刻な影響を及ぼすことが想定される場合の特則

乙の業務の未達成の状況が、法令の違反又は医療の提供若しくは本病院の運営に当たり、重大又は深刻な影響を及ぼす場合、又はその蓋然性が極めて高いと想定される場合には、業務是正勧告又は業務是正命令とあわせて、甲は直ちに、２から４に定めるサービス対価の支払い留保又は減額、協力法人の変更請求、本契約の全部又は一部の解除を行うことができる。

２　サービス対価の支払留保又は減額の手続

（１）サービス対価の支払留保

甲が、本契約第 80 条第 2 項に基づいて、サービス対価の支払留保を行う場合、甲は乙の意見を聴取した上で、是正の期間を定めて、当該期間のサービス対価の支払留保を行う。その際、甲は、下記に示す事項、その他必要な事項を定めて乙に通知するものとする。

ア　業務水準に達していない業務の業務名
イ　支払留保の理由
ウ　支払留保を行う業務の業務名
エ　支払留保の対象となるサービス対価の期間
オ　支払留保を行う額
カ　是正の期限及び支払留保の期間

（２）支払留保又は減額を行う額の決定方法

サービス対価の支払留保又は減額を行う場合には、業務水準に達していない業務にかかるサービス対価から行うものとし、支払留保又は減額の額は、支払留保又は減額の対象となる業務のサービス対価の期間の当該業務にかかるサービス対価を限度として、乙の意見を踏まえて、甲が決定する。

（３）業務水準が回復した場合の措置

乙は、業務是正計画書を提出し、甲が示した是正期限までに是正を行わなければならない。当該期限までに乙が是正を行い、甲により業務水準が回復したと認められた場合には、留保したサービス対価を、甲が回復を確認した翌期のサービス対価に加えて支払うものとする。ただし、留保したサービス対価が支払われた場合であっても、これに対する利息は付さない。また、甲は、留保したサービス対価を支払う場合でも、乙の業務水準の未達成の期間及び程度に応じて、支払を留保したサービス対価から一部を減額して支払うことができる。

（４）業務水準が回復しなかった場合の措置

是正の期限までに乙により業務水準の回復がなされなかった場合には、甲は、留保したサービス対価を減額するとともに、是正の期限の属する期の翌期以降、業務水準が回復するまで当該業務にかかるサービス対価を減額することができるものとする。

3　甲による協力法人の変更請求の手続

（１）協力法人の変更請求

甲は、２（４）に定めるサービス対価の支払留保又は減額を行ってもなお、業務水準の回復がなされない場合、乙に対し、協力法人の変更を求めることができ、この場合、甲と乙は、協力法人の変更の必要性について協議するものとする。

（２）協力法人の変更

（１）の協議に基づき、協力法人の変更について甲と乙が合意した場合、乙は第9条第3項の規定に従い、新たな協力法人を選定するものとする。

4　本契約の全部又は一部の解除の手続

甲は、３（１）の場合、協力法人の変更の請求に代えて、本契約の全部又は一部の解除を行うことができる。なお、その場合の手続等は、第 93 条第 2 項の規定を準用する。

5　損害賠償請求権の留保

上記の規定は、甲が乙に対して、乙の責めに帰すべき事由により甲が被った損害の賠償を請求することを妨げるものではない。

別紙[７]　［サービス対価の額］

事業期間中に甲が乙に支払うサービス対価の額を記載する。

別紙[８] ［サービス対価の算定方法、支払方法等］

本事業において、乙から提供されるサービスの対価として甲が支払うサービス対価の内容、支払い方法についての骨子は、以下のとおりとし、乙の提案を踏まえて、本契約締結後に、甲と乙で協議し、甲が決定する。

１　サービス対価の基本的な考え方

甲は、本契約書類等に基づき、乙が応募者提案等を踏まえて具体的手段・方法として作成する仕様が達成されているかどうかを、モニタリングによって確認した上で、事業期間にわたって、本事業にかかるサービスの対価を乙に支払う。

２　サービス対価の算定方法と支払い方法のタイプ

サービス対価の算定方法及び支払い方法は、次の６タイプのいずれか、あるいは、組み合わせとする。

ただし、サービス対価は、モニタリングの結果等により減額措置の適用を受ける。

【表　サービス対価の費用区分】

<table>
<tr><th></th><th>費用区分</th><th>業務期間</th><th>種別</th><th>支払方法</th></tr>
<tr><td>A</td><td>施設設計・建設等にかかる費用</td><td>供用開始前</td><td>固定費</td><td>出来高</td></tr>
<tr><td>B</td><td>開設準備期間中の費用</td><td>供用開始前</td><td>固定費</td><td>毎年払い</td></tr>
<tr><td>C</td><td>移行支援にかかる費用</td><td>供用開始前</td><td>固定費</td><td>完了払い</td></tr>
<tr><td>D</td><td rowspan="2">維持管理・運営期間中の維持管理・運営費用</td><td>供用開始後</td><td>固定費</td><td>毎月払い</td></tr>
<tr><td>E</td><td>供用開始後</td><td>変動費</td><td>毎月払い</td></tr>
<tr><td>F</td><td>維持管理・運営期間中に都度発生する費用</td><td>供用開始後</td><td>固定費</td><td>完了払い</td></tr>
</table>

上記の「固定費」は、毎回の支払額が同一であるということを示すのではなく、事業期間にわたっての総額が固定されるということ示すものであり、各年度の支払額を平準化することを示したものではない。固定費は本契約に定める契約金額を限度として、毎事業年度の予算措置を行う前、毎事業年度に支払額を決定する。

上記の「変動費」は、当該サービス対価の支払い対象となる期間における提供サービスの数量によって支払額が変動するということを示す。例えば、給食などにおいて、期間当たりの食数に単価を掛け合わせて支払額を算出するという、従量型の考え方である。

なお、施設引渡し後から開院日までに必要となる、統括マネジメント業務に含まれない維持管理・運営業務等に係るサービス対価については、開院後、５年間程度で平準

化して支払うものとする。

業務名		区分	支払い開始時期等
統括マネジメント業務	（開院前）	B	事業契約締結後
	（開院後）	D	開院後
	（計画修繕設計・工事監理業務）	F	業務完了後
	経営コンサルテーション業務 ※1	D・F	開院後及び業務完了後
施設設計・建設業務		A	出来高・各年度末
施設維持管理業務	施設メンテナンス業務 ※2	D	開院後
	警備業務	D	開院後
	清掃業務	D	開院後
医療情報システム構築・運営業務	医療情報システム構築業務	A	出来高・各年度末
	医療情報システム運営・保守業務	D	開院後（但し、5年間）
物流管理運営業務		D	開院後
顧客サービス業務	総合案内業務	D	開院後
	電話交換業務	D	開院後
	市民健康ライブラリー運営業務	D	開院後
	利便施設（駐車場運営業務のみ）運営業務	D	開院後
医療関連サービス業務	検体検査業務 ※3	E	開院後
	食事の提供業務（患者給食） ※3	E	開院後
	滅菌消毒業務	D	開院後
	洗濯業務 ※3	E	開院後
	医療機器保守点検業務	D	開院後
	医療関連事務補助業務	D	開院後
	メディカル・アシスタント業務	D	開院後
移行支援業務	医療機器調査・調達支援業務	C	業務完了後
	什器備品調査・調達支援業務	C	業務完了後
	開院前リハーサル支援業務	C	業務完了後
	引越し支援業務	C	業務完了後

3　業務毎のサービス対価の区分

※1　経営コンサルテーション業務にかかる対価のうち、乙が外注先に委託する各種市場調査など必要に応じて都度実施する業務の対価は、当該業務の完了後に支払うものとする。

※2　施設引渡しまでに必要となる光熱水費は原則として乙の負担とする。

※３　乙は各業務における提供サービスの種類ごとに単価を提案し、その提案単価に基づいて精算払いする旨の事業契約を締結する。実際の支払い額は、毎月の実需要数の集計結果に、定められた単価を掛け合わすことで算定し、支払うものとし、各年度末に見込数量と実際数量の差異の調整を行う。

４　支払い手続

甲は、算定されたサービス対価の金額を、事業期間にわたり、乙へ支払うものとする。支払手続は以下のとおりである。

（１）乙は甲に対して、当該業務の支払い対象期間（年度、月等）の終了後10日以内に支払い額を集計し、その金額を記載した業務結果報告書を提出する。

（２）甲は報告書の提出を受けた後、必要に応じてモニタリングを行い運営業務等の水準が業務水準に達していることを条件として、前項の提出の日から［1］か月以内に（ただし、当該［1］か月目の日が銀行営業日でない場合は、翌銀行営業日までに）、前項の請求書に基づき乙にサービス対価を支払う。

（３）サービス対価の支払額については、本文第80条、第85条及び第86条の規定に従い減額又は見直しされることがある。

別紙[９]　[サービス対価の見直し方法]

サービス対価の見直し方法の骨子は、以下のとおりとし、詳細は乙の提案を踏まえて、本契約締結後に、甲と乙で協議し、甲が決定する。

１　サービス対価の変更協議

甲又は乙が、第77条第3項、第78条第3項又は第85条の規定に基づき、相手方に対して、書面により、サービス対価の変更を希望する旨の請求を行った場合、甲と乙は、サービス対価の変更について協議する。この場合、乙は甲の求めに応じて、以下の提案を行わなければならない。

（１）サービス対価を維持したままサービス水準を向上させる改善
（２）サービス対価を増額して、サービス水準を向上させる改善
（３）サービス水準を維持したまま、サービス対価を減額する改善

２　合意がなされない場合の甲による決定

当該協議において合意が成立しない場合、甲がサービス対価の変更の可否、及び変更する場合は合理的な範囲で変更後のサービス対価を決定し、乙に通知する。

３　サービス対価の変更に伴う、乙による業務方法の変更若しくは協力法人の変更

前項の規定により、甲と乙が合意し、又は合意が成立しない場合に、甲が乙に変更後のサービス対価を決定し、乙に通知した場合、乙は、業務水準及び応募者提案等を逸脱しない範囲で、業務方法の変更若しくは協力法人の変更を行うことができる。この場合の手続は、それぞれ第77条第2項、第79条第2項に従うものとする。

４　乙による契約の一部解除

甲と乙の間でサービス対価の変更に関する合意が成立しないとき又は、前項の規定により甲が通知した変更後のサービス対価に不服があるときは、乙は、契約の解除日の[6]か月前までにその旨及び理由を記載した書面により甲に通知することにより、当該業務に関する本契約の一部解除を行うことができる。乙は、解除日までの間、法令に反しない限度で当該業務を遂行することを要し、甲は、乙がかかる業務遂行を行うことを条件として、解除日までのサービス対価を支払わなければならない。

別紙[１０] [不可抗力による追加費用又は損害の負担割合]

1　本病院施設等の引渡し前

本病院施設等の引渡し前に不可抗力事由が生じ、これにより乙に発生した合理的な追加費用又は損害については、施設建設費の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。また、本病院施設等の引渡し前に不可抗力事由に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ乙に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計した上で施設建設費の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、甲又は乙が別紙[11]の 1（乙に付保が義務付けられている保険契約）に記載する保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、甲が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

2　本病院施設等の引渡し後

本病院施設等の引渡し後に不可抗力が生じた場合、これにより、一事業年度内に乙に発生した合理的な追加費用又は損害の累積額のうち、当該年度の維持管理・運営業務等にかかるサービス対価の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。また、一事業年度内に不可抗力事由に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ乙に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計した上で、当該年度の維持管理・運営業務等にかかるサービス対価（ただし、別紙［9］による改定を考慮した金額とする。）の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、甲又は乙が別紙[11]の 1（乙に付保が義務付けられている保険契約）に記載する保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、甲が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

別紙[１１]の１　[乙が付保を義務付けられている保険契約]

乙が付保を義務付けられている保険契約は、下記のものとする。乙は、事業期間中、次の要件を満たす保険に加入し、又は協力法人をして、加入させなければならない。なお、契約内容の詳細は、応募者提案等に従って決定するものとし、応募者提案において、下記の条件を超える提案が行われた場合には、その提案内容を契約条件とする。

乙は、上記の保険契約が締結されたときは、その保険証券を遅延なく市に提示するものとする。乙は、甲の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をし、又はさせることができない。

１．設計建設期間中の保険

（１）建設工事保険

保険契約者　：［ ］
保険の対象　：本施設施設等の建設工事
保険期間　：建設工事着工日を始期とし、引渡日を終期とする（平成　年　月～平成　年　月　日）。
保険金額（補償額）　：請負代金額
補償する損害　：水災危険、火災事故を含む不測かつ突発的な事故による損害

（２）第三者賠償責任保険

保険契約者　：［ ］
保険期間　：建設工事着工日を始期とし、引渡日を終期とする（平成　年　月～平成　年　月　日）。
てん補限度額（補償額）：対人：1名あたり最大1億円、1事故あたり最大5億円
対物　：1事故あたり最大1億円
補償する損害　：工事に起因して第三者の身体損害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額　：なし

２．維持管理・運営業務期間中の保険

乙は、維持管理期間中、次の要件を満たす保険に加入し、又は協力法人をして、加入させなければならない。なお、保険契約は1年ごとの更新でも認めることとする。

（１）施設所有（管理）者賠償責任保険

保険契約者　　　　　　：乙
被保険者　　　　　　　：甲、乙、［　］
保険期間　　　　　　　：維持管理業務開始時から維持管理期間終了時までとする（平成　年　月～平成　年　月末予定）。（毎年度更新する。）
てん補限度額（補償額）：対人：１名あたり最大１億円、１事故あたり最大５億円
対物　　　　　　　　　：１事故あたり最大１億円
補償する損害　　　　　：本件施設の所有、使用若しくは管理および本件施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額　　　　　　　：なし
交叉責任担保追加特約を付帯すること

別紙[１１]の２[乙の提案により任意に付保される保険契約]

乙の提案により、乙又は協力法人により任意に付保される保険契約は、応募者提案等に従って決定する。

別紙[１２] [出資者による誓約書の様式]

平成[ ]年[ ]月[ ]日

神戸市
神戸市長 [ ]様

誓 約 書

当社は、下記事項について誓約いたします。

記

1 神戸市と[ ]との間で締結された平成［ ］年[ ]月[ ]日付神戸市立中央市民病院整備運営事業 事業契約書（以下「事業契約書」といいます。） 並びに事業契約書の別表に定義された入札説明書等及び応募者提案等に従い、当社の義務として規定された事項を遵守するとともに、関係者の権利又は義務の行使又は履行に際して当社の協力が必要な事項につき当該協力を実施すること。
2 その所有にかかる[ ]の株式の譲渡又は担保権の設定、その他の方法による処分を行おうとするときは、甲と［【 】グループ］の間で平成［ ］年［ ］月［ ］日付で締結された神戸市立中央市民病院整備運営事業にかかる基本協定書第 6 条の規定に従い、必要に応じ、神戸市及び［【 】グループ］の代表法人に対し、事前に基本協定書別紙 2 別添 1 の書式の株式処分承認申請書を提出し、譲渡等にかかる方法、相手方、対象株式の種類及び数、予定日等を通知し、事前に神戸市の書面による承諾を得ること。

[出資者名称]

[代表者氏名] 印

別紙[１３] [協力法人による誓約書の様式]

平成[　　]年[　　]月[　　]日

神戸市
神戸市長 [　　　　　　]様

誓 約 書

当社は、神戸市と[　]（以下「事業者」といいます。）との間で締結された平成［ ］[ ]月[ ]日付神戸市立中央市民病院整備運営事業（以下「本事業」といいます。） 事業契約（以下「事業契約」といいます。） に関し、下記事項を誓約します。

記

1　本事業に関して、事業者から委託若しくは請負った業務の全部を、再委託者又は再請負人に委託又は請負しないこと。
2　事業契約第 87 条に基づき、神戸市によって事業契約の全部が解除された場合で、神戸市から求めがあったときは、神戸市が第三者との間で別途事業契約が新たに締結されるか、又は神戸市と当社との間において当社が事業者から受託又は請負った業務（以下「担当業務」といいます。）に関する委託契約又は請負契約が新たに締結されるか、あるいは神戸市から別途、引継期間に関する意思表示がなされるまでの間、担当業務を、事業者と当社との契約に定めた範囲で引き続き履行するとともに、本事業が円滑に遂行されるよう協力すること、また、神戸市が第三者との間で別途事業契約を新たに締結する場合、神戸市が、当社との間で担当業務につき新たに委託契約又は請負契約を締結する場合には、これら契約の締結及び担当業務の引き継ぎに協力すること。
3　前項に定める履行の対価として、神戸市からは、当社が乙との間で締結した契約において当社の担当業務の対価として定められた金額相当額を事業契約におけるスケジュールに従って支払いを受けることを了承すること。なお、事業契約の解除後、当社の担当業務の範囲が変更された場合、当該変更部分に関する支払いについては、神戸市と協議を行うものとすること。

[協力法人名称]

[　代表者氏名　] 印

別紙[１４] [秘密保持に関する誓約書の様式]

平成[　　]年[　　]月[　　]日

神戸市
神戸市長 [　　　　　　　]様

誓 約 書

当社は、神戸市と[　]（以下「事業者」といいます。）との間で締結された平成［ ］[ ]月[ ]日付神戸市立中央市民病院整備運営事業（以下「本事業」といいます。） 事業契約（以下「事業契約」といいます。） 及び本事業に関し、当社と事業者との間で締結された平成［ ］[ ]月[ ]日付[ ]契約 （以下「本件契約」といいます。） について、下記事項を誓約します。

記

1　神戸市及び事業者の事前の承諾を得た場合を除き、本事業及び本件契約に関して知り得た神戸市、事業者その他の者の秘密を第三者に漏洩し、また、本件契約の履行以外の目的に使用しないこと。

2　本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人情報及び当該情報から当社が作成した個人情報（以下、これらを総称して「個人情報」といいます。）を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号） 及び神戸市個人情報保護条例（平成 9 年条例 40 号）を遵守して取扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うこと。

3　第 1 項及び第 2 項に定めるほか、本事業及び本件契約に関する個人情報の保護に関する事項につき、神戸市から指示を受けた場合、それに従うこと。

[法人名称]

[代 表 者 氏 名] 印

別表 [定義]（五十音順。ただし、アルファベット文字については、末尾にアルファベット順に記載）

1 「維持管理・運営期間」とは、開院日（開院日より前に業務が発生する場合には、その日）から平成[53]年[3]月[31]日（平成[53]年[3]月[31]日までに本契約の定めに基づいて、本契約が終了した場合には、本契約が終了した日）までの期間をいう。

2 「維持管理・運営業務等」とは、本病院施設等の施設維持管理業務、医療情報システム構築・運営業務のうち医療情報システム運営・保守業務、物流管理運営業務、顧客サービス業務及び医療関連サービス業務並びにこれらに附随する業務をいう。

3 「維持管理・運営業務等にかかるサービス対価」とは、本病院施設等の施設維持管理業務、医療情報システム構築・運営業務のうち医療情報システム運営・保守業務、物流管理運営業務、顧客サービス業務及び医療関連サービス業務並びにこれらに附随する業務の対価（消費税及び地方消費税を含む。）として、乙に対して支払う金銭をいう。

4 「医療機器等」とは、医療機器及び一般備品をいう。

5 「医療情報システム」とは、医療の安全性の確保、協働の病院経営及び業務改善プロセスの確保等のために本件病院施設等に導入される ICT を活用した総合的なシステムをいう。

6 「応募者提案等」とは、応募者が入札説明書等の規定に従い甲に対して提出した本事業に関する平成［ ］年［ ］月［ ］日付応募提案書類、その詳細を確認するために甲が応募者に対し行った照会に対する応募者の回答及び応募者面接速記録並びに本契約の調印日までに当該応募提案書類を詳細に説明する目的で応募者又は乙が作成して甲に提出した応募者提案補足書類その他一切の説明・補足文書をいう。

7 「開院日」とは、本病院が開院する日をいう。

8 「開庁日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）第 3 条により休日とされる日その他の神戸市が閉庁する日以外の日をいう。

9 「各種計画書」とは、別途甲が定める計画書作成要領に従い乙が甲に対して提出する

本病院施設等の運営に関する業務計画書及び年次計画書その他の計画書をいう。

10 「関係法令等」とは、本事業に関し適用される、全ての法令並びに施行規則、神戸市条例並びに規則、その他新神戸市基本構想などの全ての行政計画、要綱並びに基準をいう。

11 「業務計画書等」とは、乙が、マネジメントシステムの一環として、入札説明書等及び応募者提案等を踏まえて作成する、本事業にかかる全ての業務に関する業務計画書及び関連する業務手順書、基準表、各種様式等をいう（なお、作成された業務計画書等が変更された場合は、変更後の業務計画書等も含まれるものとする。）。

12 「業務結果報告書」とは、乙が、本契約に定める業務毎に、甲の定める様式で作成する日報、月報、四半期総括書及び年度総括書をいう。

13 「業務水準」とは、本契約書類等、業務計画書等、各種計画書、その他本契約に基づいて作成される一切の文書に記載されている内容及び水準及並びに本契約の履行に関してなされた甲及び乙間の一切の合意における内容及び水準を満たす内容及び水準をいい、本契約書類等、業務計画書等、各種計画書、その他本契約に基づいて作成される一切の文書及びその他の合意が、本契約に基づき、変更された場合には、変更後の内容及び水準をいうものとする。

14 「協力法人」とは、乙が、本契約に定める業務の一部を行わせるため、応募者提案等に基づいて、本事業に関するマネジメントシステムの一部として、本契約締結後に甲と乙で協議を行って作成し、甲の承諾を得た協力法人の選定・変更手続に従って選定した法人をいう。

15 「許認可等」とは、本事業における業務を遂行するに必要な免許、許可、認可、登録又は届出等をいう。

16 「経営会議」とは、要求水準書に定める経営会議であり、甲が、甲の経営方針を決める会議体として設置し、運営されるものをいう。

17 「現病院」とは、神戸市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 39 号）に基づいて設置された神戸市立中央市民病院をいう。

18 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別さ

れうるものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

19 「サービス対価」とは、甲が、乙が本契約書類等に従って提供するサービスの対価として、乙に対して支払う金銭をいう。

20 「事業期間」とは、本契約締結日から平成[53]年[3]月[31]日（平成[53]年[3]月[31]日までに本契約の定めに基づいて、本契約が終了した場合には、本契約が終了した日）までの期間をいう。

21 「事業計画書」とは、本契約に定める各業務につき、各事業年度ごとに、本契約書類等に従い、甲が合理的に満足する様式及び内容において乙が作成する計画書をいう。

22 「事業年度」とは、原則として、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。ただし、最初の事業年度は、事業開始の日に始まり、当該日の直後に到来する 3 月 31 日に終了する期間（事業開始の日が 3 月 31 日であるときは、当該開始の日。） とし、最後の事業年度は、事業終了の日の直前の 4 月 1 日に始まり、事業終了の日に終了する期間 （事業終了の日が 4 月 1 日であるときは、当該終了の日。） とする。

23 「施設建設費」とは、施設設計・建設業務にかかるサービス対価のうち、施設建設工事にかかる費用をいう。

24 「施設設計・建設業務にかかるサービス対価」とは、甲が、本件病院施設等の設計・建設業務の対価として、乙に対して支払う金銭をいう。

25 「実施方針」とは、本事業に関し、平成 18 年 8 月 11 日に公表された「神戸市立中央市民病院整備運営事業実施方針」をいう。

26 「実施方針に関する質問及び回答」とは、実施方針に関して提出された質問書を基に甲がそれぞれ作成し、平成 18 年 9 月 9 日に公表された「実施方針に関する質問及び回答」をいう。

27 「資本面若しくは人事面において関連のある者」とは、入札説明書に規定する以下の状態にある者をいう。

(1)資本関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2)人的関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

②一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

28 「出資者」とは、乙に対して出資を行い、その株式を保有する者をいう。

29 「設計変更」とは、基本設計、実施設計が完成した後に設計内容を変更したために設計調整にとどまらずに建設業務、施設維持管理業務、その他本事業の実施に係る費用が増大する場合の設計の変更をいう。

30 「設計調整」とは、基本設計、実施設計が完成した後において行われる建設業務、施設維持管理業務、その他本事業の実施にかかる費用の増大を伴わない場合の設計の変更をいう。

31 「入札説明書等」とは、入札説明書（平成 18 年 11 月 15 日に公表された入札説明書（その後の補足を含む。））、これに添付される入札説明書別添資料、及びこれらに関連して甲が追加で提示する資料をいう。

32 「入札説明書等に関する質問及び回答」とは、平成[ ]年[ ]月[ ]日に公表された入札説明書等に関して提出された質問書を基に、甲が公表した回答書をいう。

33 「引渡日」とは、別紙[2]に定める、乙が甲に対し本病院施設等を引き渡す日をいう。

34 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な事象であって、甲又は乙のいず

れの責めにも帰すべきでないもの（ただし、入札説明書等で基準を定めているものにあっては当該基準を超えるものに限る。） をいう。

35 「閉庁日」とは、開庁日（定義 8）以外の日をいう。

36 「法令改正等」とは、法律、政令、条例、規則又は要綱その他これに類するものの制定又は改正をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更を含む。

37 「本契約書類等」とは、本契約、実施方針、実施方針に関する質問及び回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問及び回答、応募者提案等をいう。

38 「本件土地」とは、神戸市中央区港島南町 2 丁目所在の別紙[1]の「[事業計画敷地位置図]」において示された土地をいう。

39 「本事業」とは、乙が本契約に基づき実施する事業の全部をいう。

40 「本病院」とは、本事業により新たに整備され、事業期間終了まで運営される神戸市立中央市民病院をいう。

41 「本病院施設等」とは、本病院の業務の用に供することを主たる目的として本件土地上に建設・設置される、本病院本体、院内保育所、及び附帯施設としての駐車場、駐輪場、タクシープール・タクシー乗り場、車庫、バス降車場等の付属工作物、災害時活動スペース、植栽、屋上緑化、舗装、雨水排水処理施設、フェンス、門扉、擁壁、構内道路、公共掲示板、案内板、バス停その他の付属工作物、その他甲と乙の合意により設置される有体物をいう。

42 「マネジメントシステム」とは、本事業の実施のために、乙が策定する、Plan、Do、Check、Act の仕組み、及びそれを文書化した各種計画書等を備えたものであり、要求水準書の規定に基づき、応募者提案等、業務計画書等、その他本契約に関連して甲と乙で合意し、作成される一切の文書により具体化され、実行され、その結果等に基づき改善が行われるマネジメントの仕組み及び過程の一切をいう。

43 「要求水準書」とは、平成 18 年 11 月 15 日に公表された要求水準書（入札説明書別添資料１）（その後の補足を含む。） をいう。

44　「ＣＭ業務」とは、要求水準書に定めるコンストラクション・マネジメント業務をもとに応募者提案等及び業務計画書等で具体化された業務をいう。

45　「ＣＳ会議」（Customer-Survice）とは、要求水準書に定めるＣＳ会議であり、乙が設置、運営する会議をいう。ＣＳ会議では、病院運営における定期及び随時の報告を基に、市と事業者が患者サービス向上のため、意見交換等を行い、患者サービス向上への貢献について検討する。

46　「ＦＭ業務」とは、要求水準書に定めるファシリティ・マネジメント業務をもとに応募者提案等及び業務計画書等で具体化された業務をいう。

47　「ＯＳＭ業務」とは、要求水準書に定めるオペレーションサービス・マネジメント業務をもとに応募者提案等及び業務計画書等で具体化された業務をいう。

48　「ＰＭ業務」とは、要求水準書に定めるプロジェクト・マネジメント業務をもとに応募者提案等及び業務計画書等で具体化された業務をいう。

49　「ＰＰＰ会議」（Professional-Partnership-Progress）とは、要求水準書に定めるＰＰＰ会議であり、甲と乙が共同で設置する会議をいう。ＰＰＰ会議は、病院運営を円滑に行うために甲乙が互いの業務の確実な実行や改善方法の検討の場として、主にマネジメントシステムの運用状況やモニタリングに関する事項を検討するとともに、業務方法の変更や、業務水準及び業務範囲の変更等に際して、甲と乙が協議を行う。

50　「ＳＭ業務」とは、要求水準書に定めるシステム・マネジメント業務をもとに応募者提案等及び業務計画書等で具体化された業務をいう。